

太良町高齢者福祉計画 2023



令和3年3月

太 良 町

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	4
4	計画の策定・管理に向けた取り組み及び体制	4

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1	人口・世帯数の状況	5
2	高齢者の実態と意向	9
3	将来人口の見通し	18
4	計画策定に向けての課題	21

第3章 高齢者福祉の基本的な考え方

1	高齢者福祉の将来像	24
2	高齢者福祉の基本目標	24
3	高齢者福祉の施策体系	26
4	地域包括ケアシステム[太良町版]の機能と整備時期	27

第4章 高齢者福祉の取り組み

1	高齢者が安心して暮らせる仕組みづくり	28
2	高齢者がいきいきと暮らせる環境づくり	33

資料編

1	太良町高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	39
2	太良町高齢者福祉計画策定委員会 委員名簿	41
3	計画策定の経緯	41

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の人口は、平成 20(2008)年の 1 億 2,808 万人をピークに減少過程に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後、人口減少はさらに加速し、高齢化はますます進行することが想定されます。そうした中で、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22(2040)年頃、生産年齢人口が大きく減少する一方で高齢者人口はピークを迎えることが見込まれており、中でも特に介護需要が高まる 85 歳以上人口については、令和 22(2040)年には 1,000 万人を超えることが想定されています。

こうした人口の規模・構造の変化を背景として、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況になっており、とりわけ団塊の世代全体が 75 歳以上となる令和 7(2025)年、団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代が急減する令和 22(2040)年を見据えた対応が大きな課題となっています。

大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくるのが想定され、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、核家族化の進展、認知症高齢者の増加など、地域社会において高齢者を取り巻く環境が大きく変容すると見込まれています。

こうした状況の中、医療・介護(予防)・生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援する「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、さらに広い視点からは、地域で暮らすすべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会(地域共生社会)の実現という視点がますます重要になっています。

本町では、高齢者福祉施策の方向性を示す計画として、平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度を計画期間とする「太良町高齢者福祉計画 2020」(以下「現行計画」といいます。)を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。

この計画は3年毎の見直しが定められた法定計画であることから、本町における高齢者福祉を取り巻く状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するため、計画の見直しをする必要があります。

計画の見直しにあたっては、「現行計画」の基本的な考え方と成果を継承しつつ、本町に暮らす高齢者が住み慣れた地域において自分らしく安心して暮らしていけるよう、さまざまな課題に取り組んでいくための計画として「太良町高齢者福祉計画 2023」(以下「本計画」といいます。)を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第 20 条の8の規定に基づき策定する計画です。

老人福祉法 第 20 条の 8

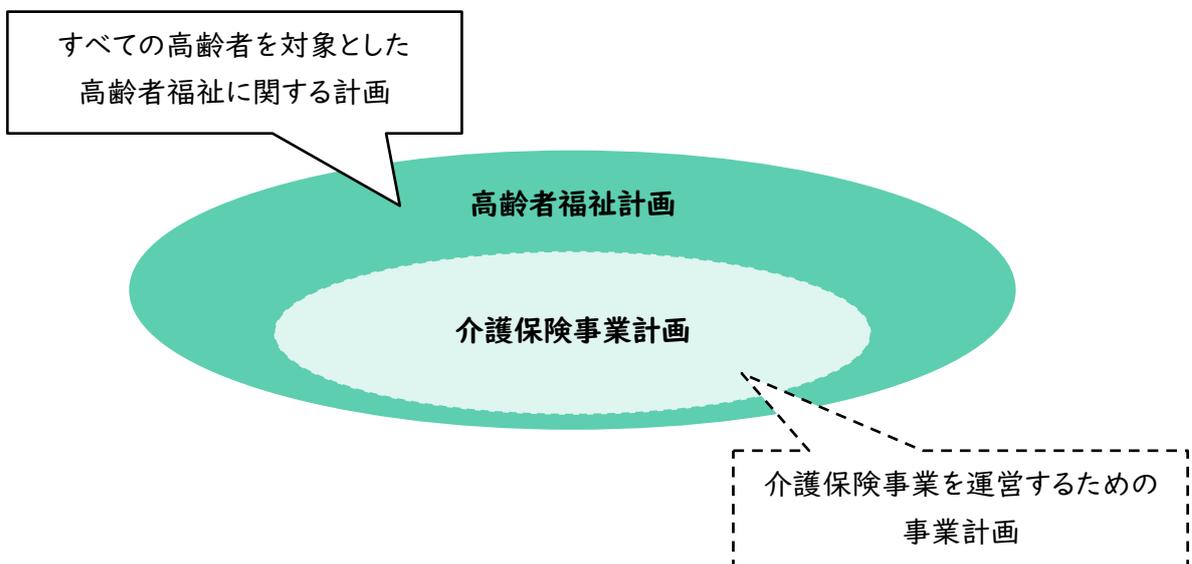
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

高齢者に関する計画としては、この他に「介護保険事業計画」がありますが、これについては介護保険法（第 117 条第 1 項）の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけられるものです。本町においては、杵藤地区広域市町村圏組合が広域の計画として策定することになっています。

介護保険法 第 117 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

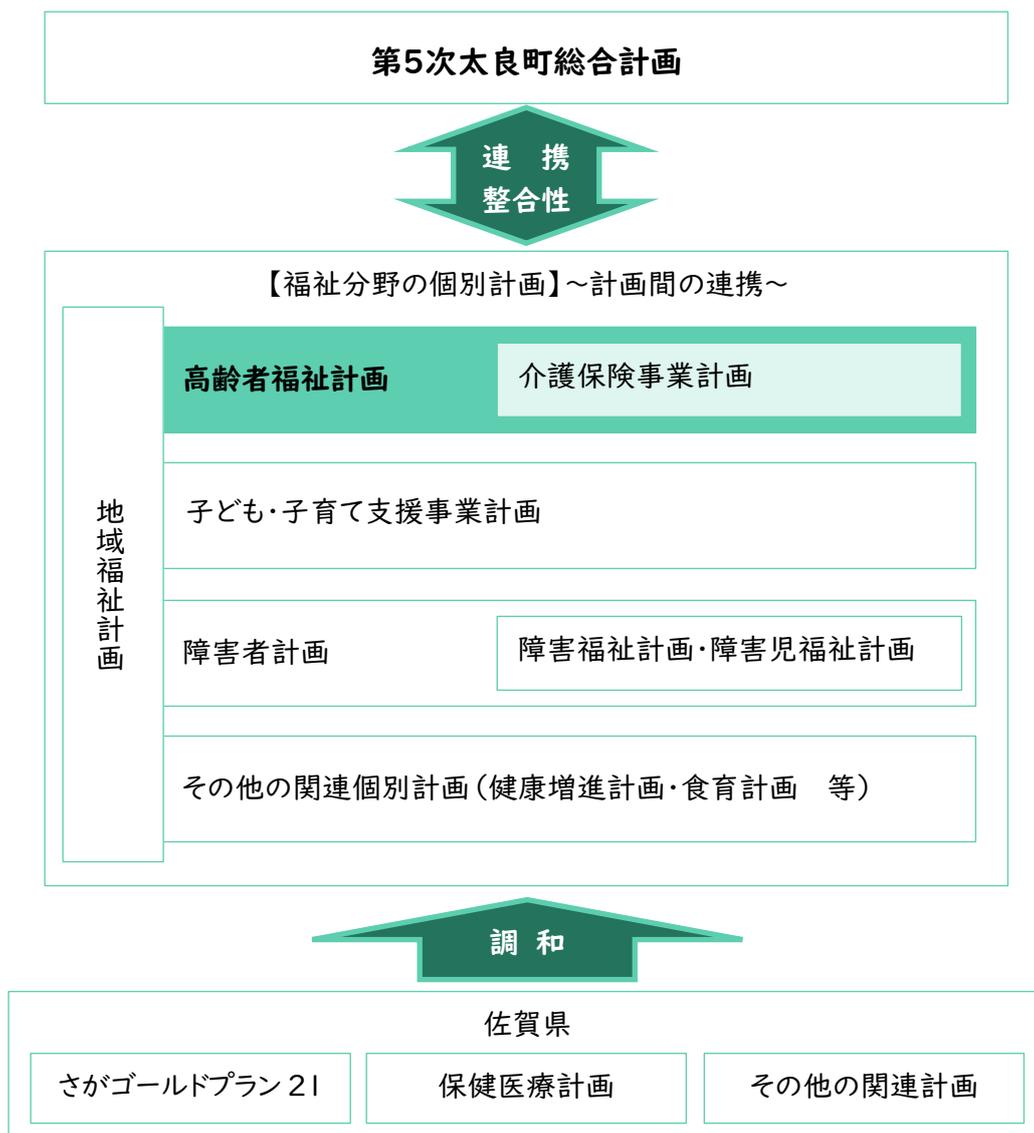
本計画は、その目的、対象及び内容において、「介護保険事業計画」を包括する上位の計画として位置づけられ、介護保険給付対象者のみならず、すべての高齢者を対象に（介護保険サービス以外の）高齢者福祉事業全般に関する総合的な計画です。



(2) 他の計画との整合調和

本計画は、本町における最上位計画である「第5次太良町総合計画」との整合を図り、高齢者福祉施策の基本的指針となるべきものとしします。

また、高齢者福祉のみならず、障害者関連計画等を含めた福祉分野の各種計画やその他関連計画の他、国・県の上位計画・関連計画との整合を図りながら策定するものです。



3 計画の期間

本計画は、令和 3(2021)年度を初年度として令和 5(2023)年度を目標年度とする3か年計画です。

ただし、こうした計画期間を超えて、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢期を迎える令和 7(2025)年度や現役世代の急減が想定される令和 22(2040)年度を見据えた中長期的視点に留意するものとします。



4 計画の策定・管理に向けた取り組み及び体制

(1) 高齢者要望等実態調査の実施

本計画の策定に先立ち、町内の高齢者の生活実態や健康状態等を把握し、計画見直しの基礎情報の入手や今後の高齢者福祉施策への活用を目的に、令和元(2019)年度に佐賀全県下において統一内容でのアンケート調査を実施しました。

(2) 太良町高齢者福祉計画策定委員会の設置

本町では、老人福祉関係団体、社会福祉協議会、老人福祉施設等、民生委員・児童委員協議会の各代表の他、知識経験者や公募による委員の参画により、本計画策定に向けての検討・審議をいただくための「太良町高齢者福祉計画策定委員会」を設置しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に住民意向を広く反映する観点から、本計画(素案)に対するパブリックコメントを実施しました。(令和 3(2021)年 2 月 25 日～令和 3(2021)年 3 月 10 日)

(4) 計画の進行管理

計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度点検・評価を行い、課題分析を行うものとします。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

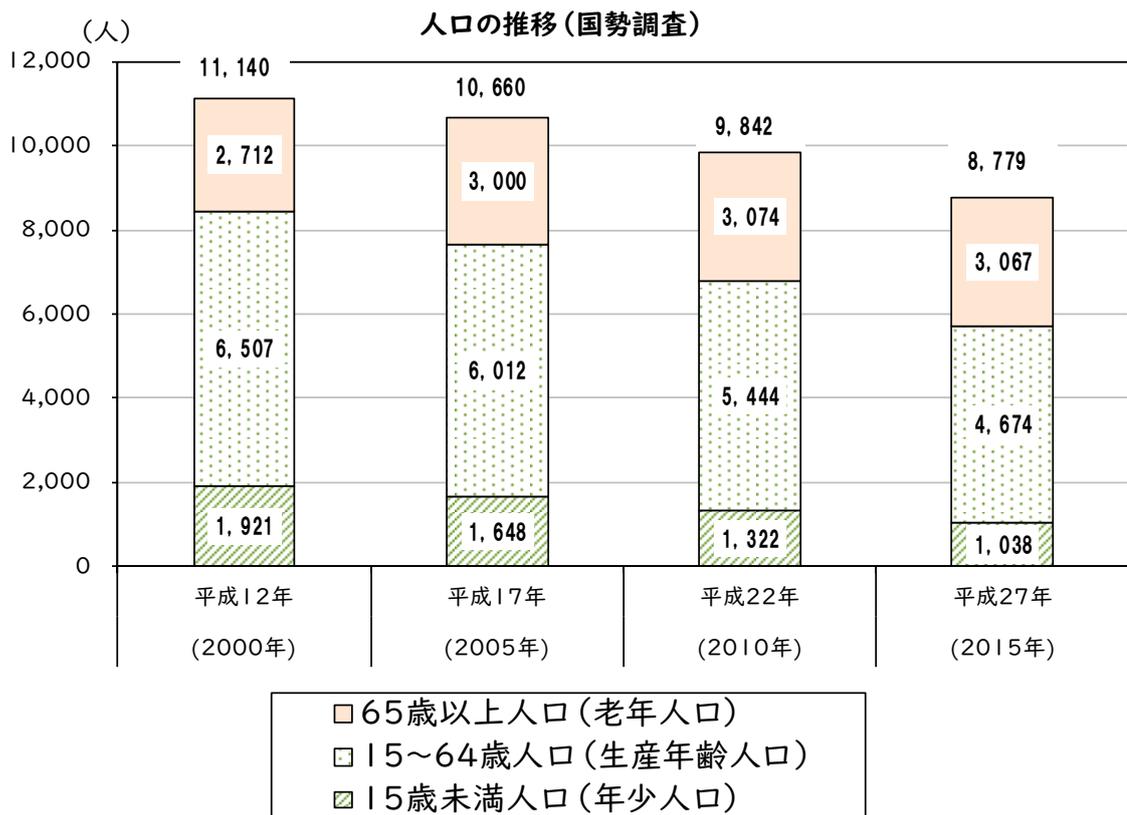
1 人口・世帯数の状況

(1) 人口・世帯数(国勢調査)

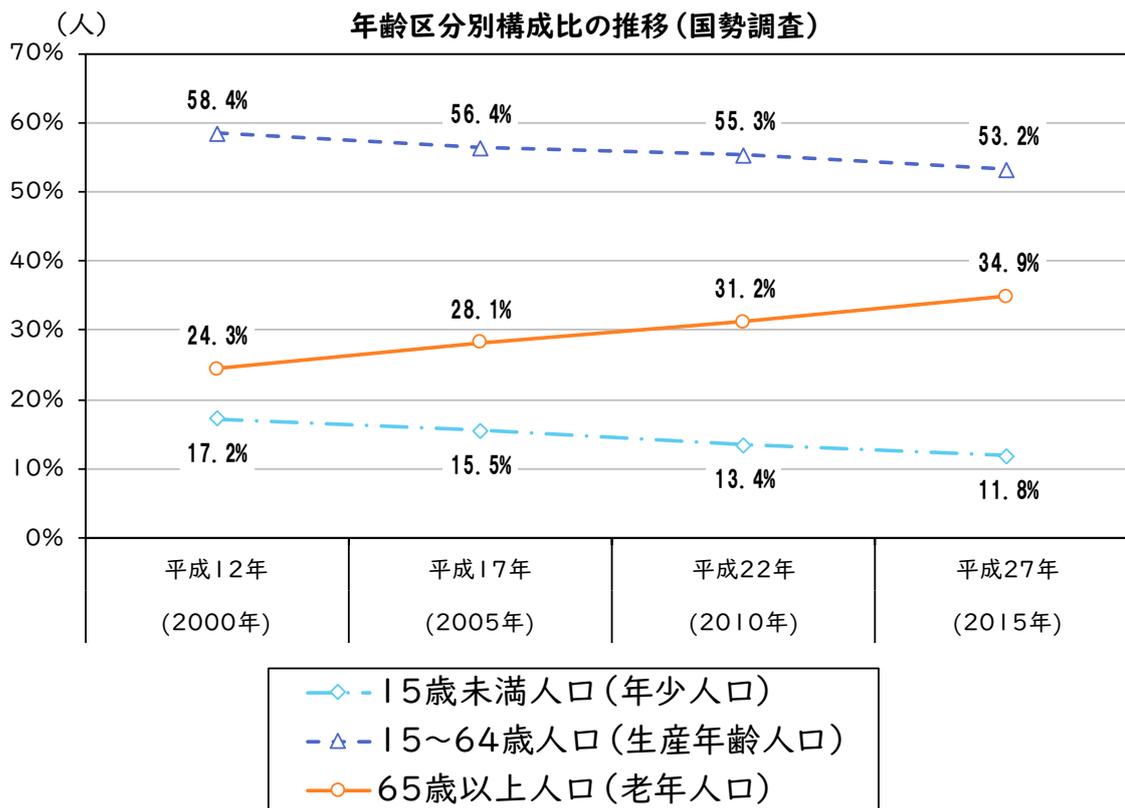
本町の人口は、減少傾向の中で推移しており、平成 12(2000)年の 11,140 人から平成 27(2015)年には 8,779 人へと、この 15 年間で約 21%の減少となっています。

この間、15 歳未満人口(年少人口)、15~64 歳人口(生産年齢人口)については、総人口同様に減少傾向で推移しており、平成 27(2015)年にはそれぞれ 1,038 人(約 46%減少)、4,674 人(約 28%減少)となっています。

一方、65 歳以上人口(老年人口)については、平成 12(2000)年の 2,712 人から平成 27(2015)年には 3,067 人へと約 13%の増加となっていますが、平成 22(2010)年から平成 27(2015)年にかけては減少となっています。



こうした年齢区分別の人口について、総人口に対する構成比としてみると、15 歳未満人口(年少人口)、15~64 歳人口(生産年齢人口)は減少傾向で推移しており、平成 27(2015)年にはそれぞれ 11.8%、53.2%となっているのに対し、65 歳以上人口(老年人口)については増加傾向で推移しており、平成 27(2015)年には 34.9%に達しています。



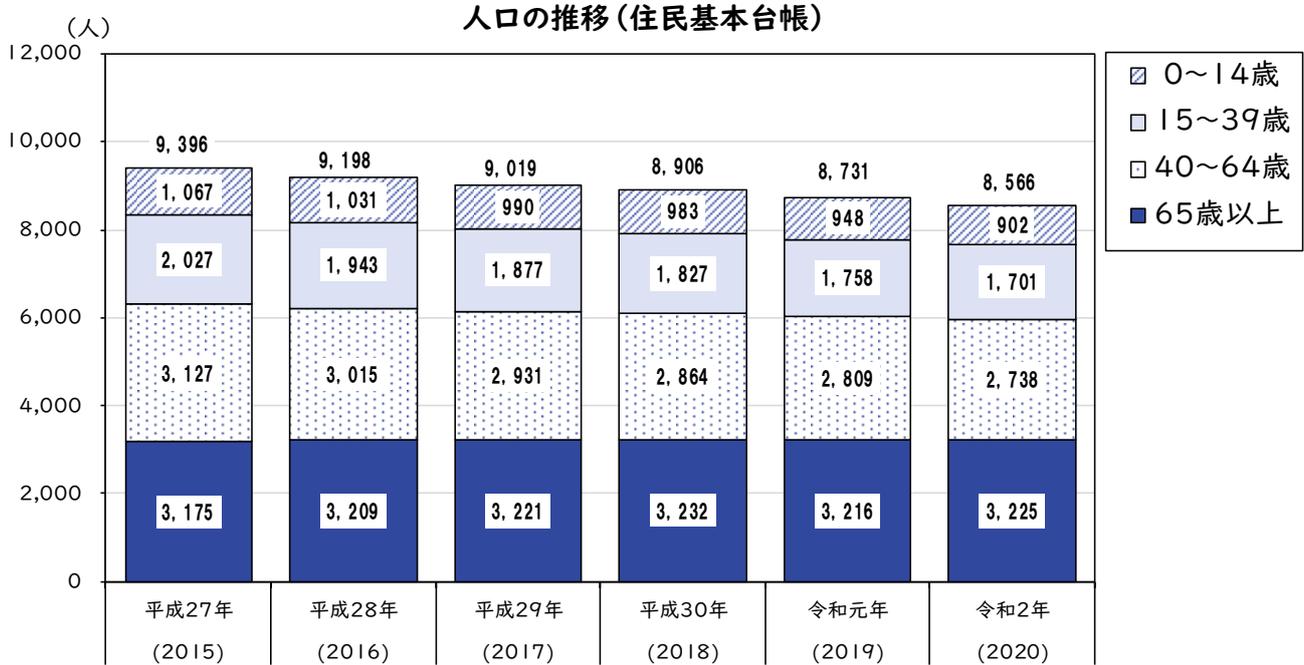
本町の一般世帯数については、平成12(2000)年の2,998世帯から平成27(2015)年には2,829世帯へとやや減少(約6%減少)しています。

この間、65歳以上の高齢者のいる世帯数については、平成12(2000)年の1,809世帯から平成22(2010)年に1,969世帯へと増加した後は、65歳以上人口(老年人口)の推移と同様に減少に転じており、平成27(2015)年には1,933世帯となっています。

		平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯数		2,998	2,983	2,916	2,829
65歳以上世帯員のいる世帯	65歳以上世帯員のいる世帯	1,809	1,935	1,969	1,933
	高齢夫婦世帯	297	353	404	418
	高齢単身者世帯	259	292	307	334
一般世帯数(構成比)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
65歳以上世帯員のいる世帯	65歳以上世帯員のいる世帯	60.3%	64.9%	67.5%	68.3%
	高齢夫婦世帯	9.9%	11.8%	13.9%	14.8%
	高齢単身者世帯	8.6%	9.8%	10.5%	11.8%

(2) 人口 (住民基本台帳)

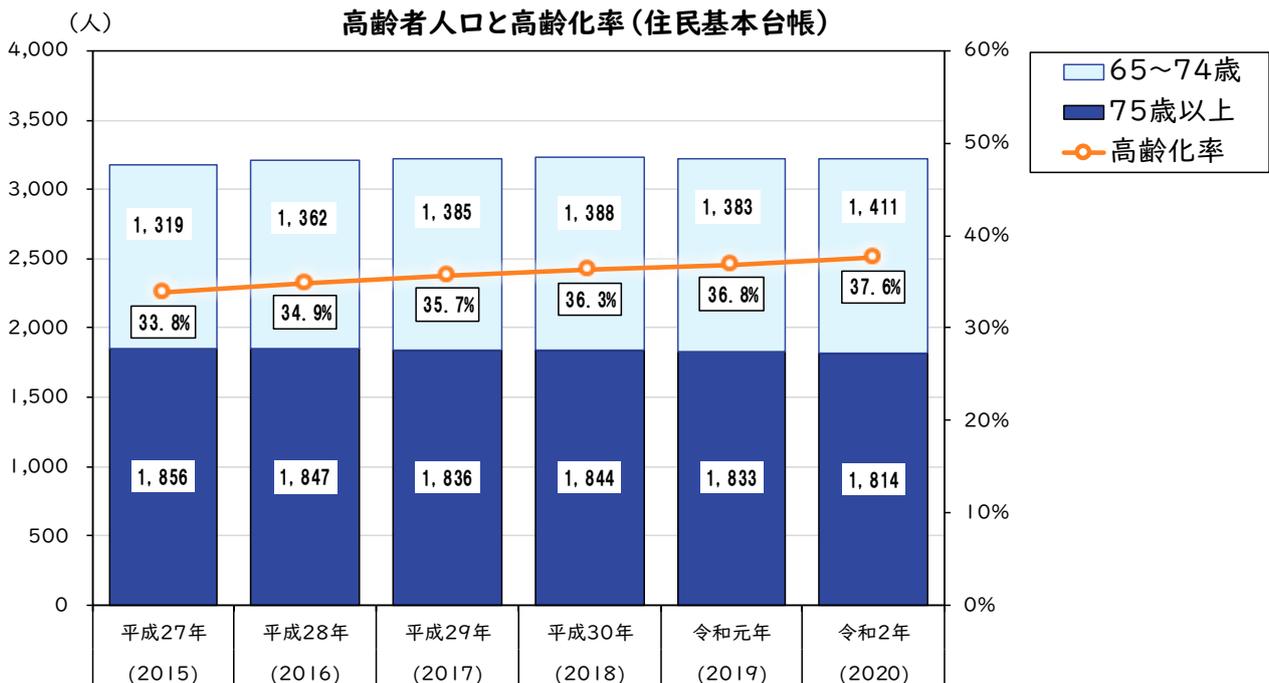
平成 27 (2015) 年以降の本町の人口 (住民基本台帳) 動向についてみると、一貫した減少傾向で推移しており、令和2 (2020) 年には 8,566 人となっています。



資料：住民基本台帳 (各年9月30日現在)

高齢者人口については、平成 28 (2016) 年以降は、3,200 人台で推移しており、令和2 (2020) 年には 3,225 人となっています。

高齢化率については一貫して増加しており、令和2 (2020) 年には 37.6% となっています。

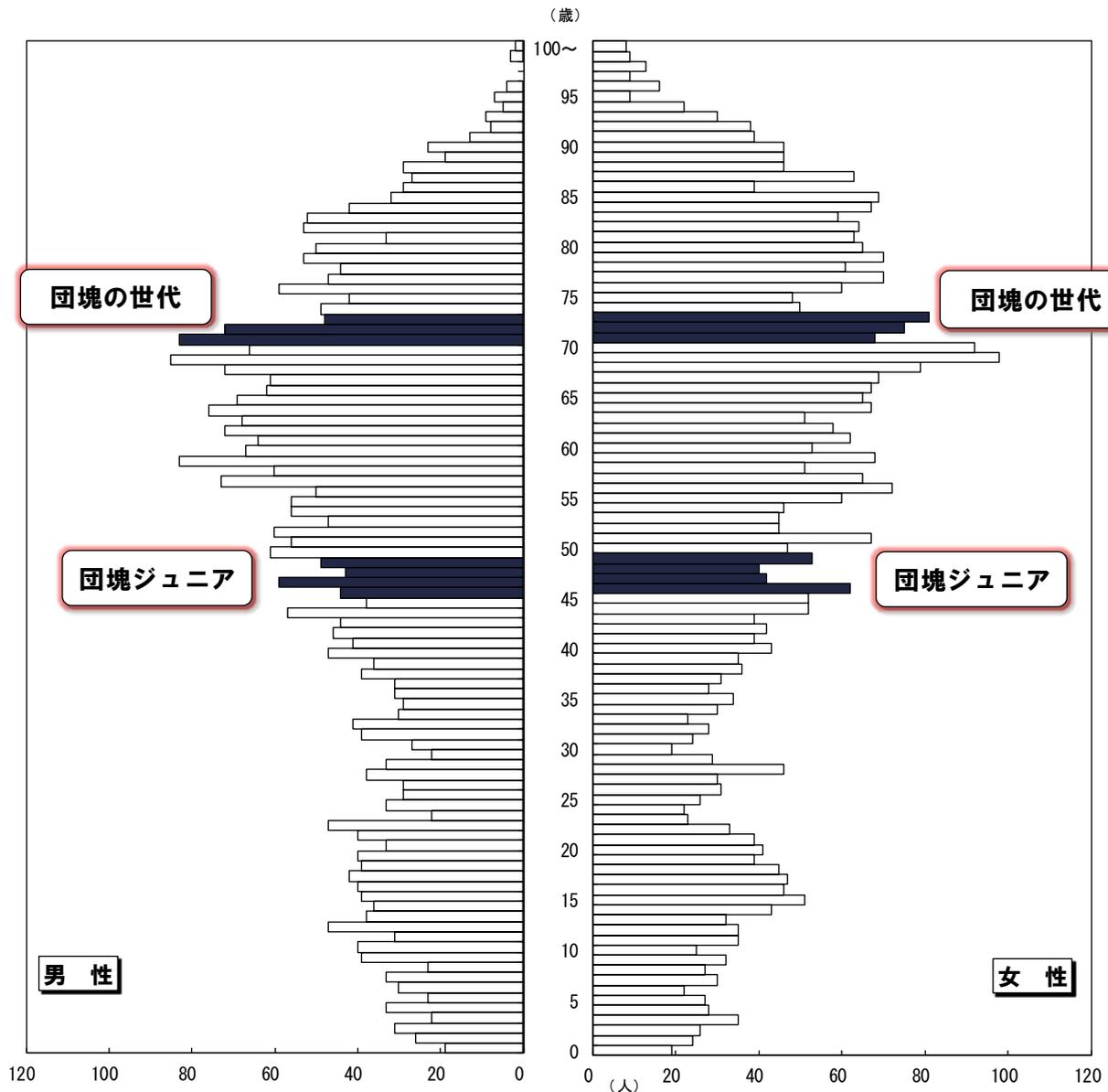


資料：住民基本台帳 (各年9月30日現在)

本町の人口構造を人口ピラミッドとして示すと次のようになっています。

令和2(2020)年9月現在において、本町では団塊の世代よりも2~3年後の世代が最大規模の人口集団を形成しているとともに、全国的には団塊の世代と並ぶ人口集団である団塊ジュニア世代については特段大きな人口規模とはなっていない状況です。

太良町 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和2年9月30日現在）

2 高齢者の実態と意向

令和元(2019)年度に佐賀全県下において統一内容で実施したアンケート調査の結果に基づき、本町に暮らす高齢者の実態等について示します。

(1) アンケート調査の概要

アンケート調査の種類とその配布・回収状況については、次のとおりです。

調査名	対象者	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の高齢者 (要支援者を含む)	288	155	53.8%
在宅介護実態調査	「在宅」で生活している 要介護者	37	28	75.7%

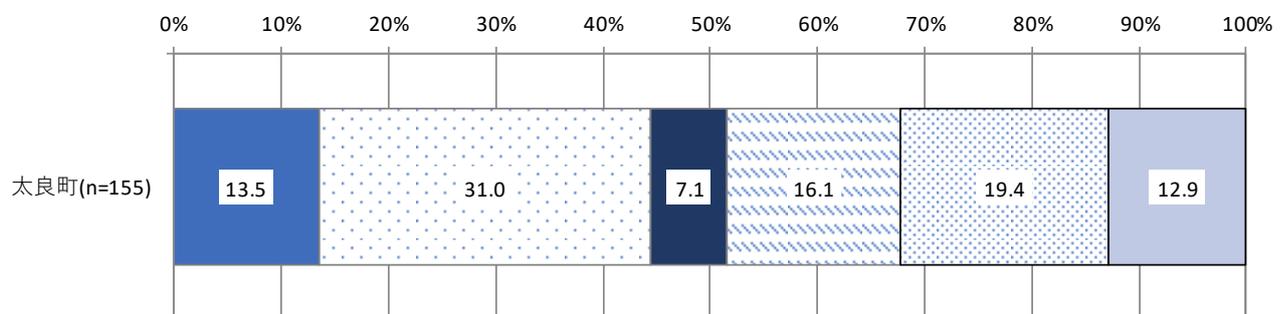
※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の配布数の内訳は、一般高齢者が271人、要支援1・2認定者が17人となっています。

これらのアンケートについては、どちらかと言えば介護保険事業計画策定の保険者単位での基礎資料とすることを主眼として実施されたものであり、そのために本町だけの回収サンプル数としてみると統計的に十分なものではありませんが、参考データとして以下に示すものとします。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から

① 家族構成

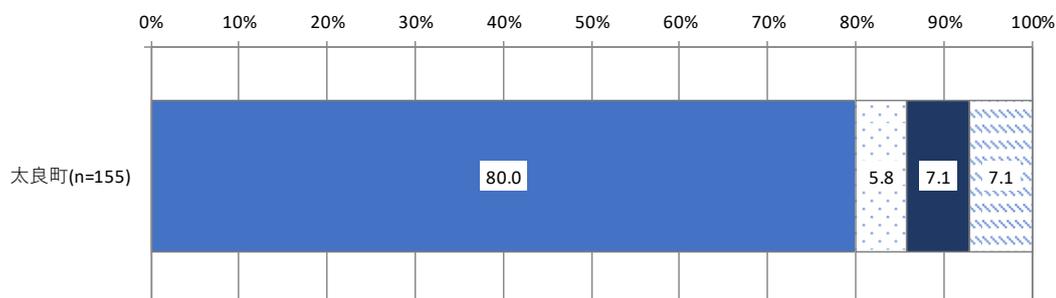
家族構成については、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が31.0%で最も多くなっています。



- 一人暮らし
- 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)
- その他
- 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)
- 息子・娘との2世帯
- 無回答

② 普段の生活での介護・介助の必要の有無

介護・介助の必要の有無については、「介護・介助は必要ない」が 80.0%、「現在、何らかの介護・介助を受けている」7.1%となっています。

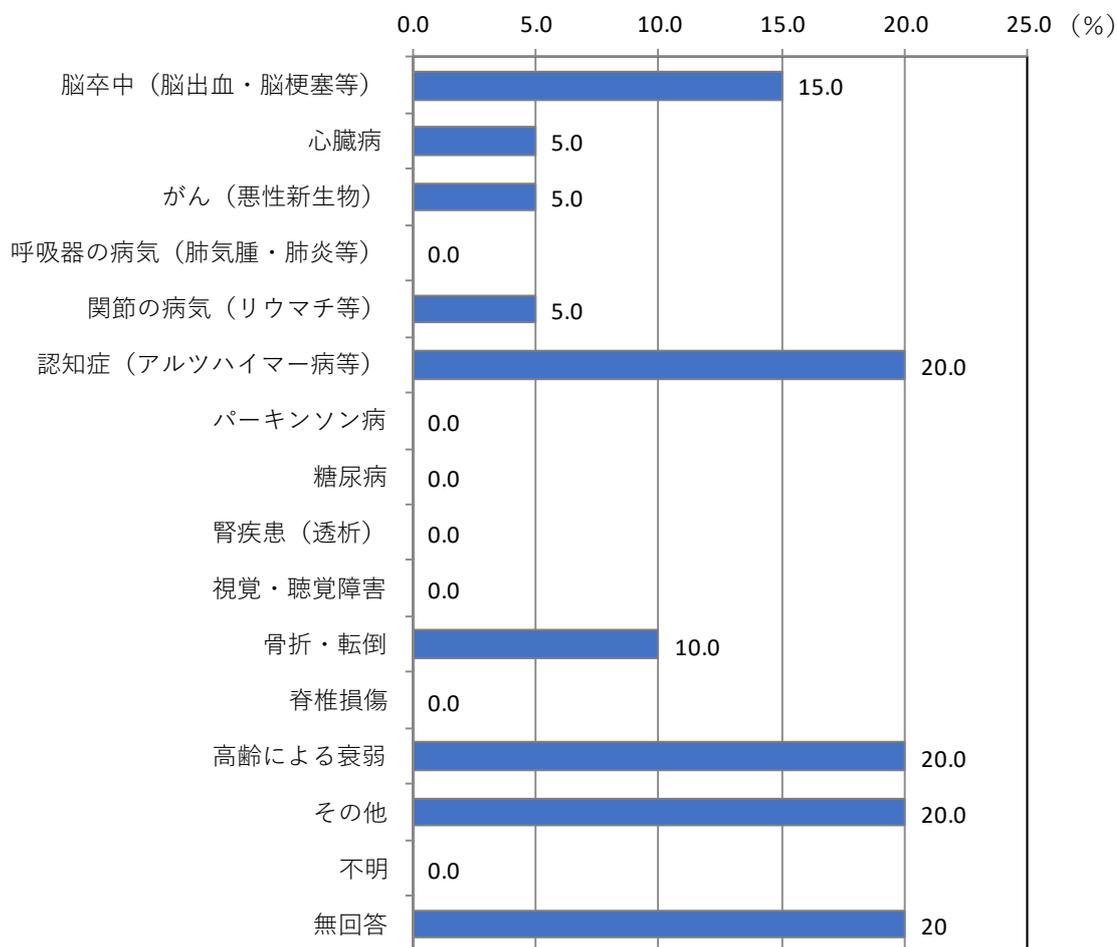


- 介護・介助は必要ない
- 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
- 現在、何らかの介護・介助を受けている
- 無回答

③ 介護・介助が必要になった主な原因

※「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」または「現在、何らかの介護・介助を受けている」と回答した方のみ)

介護・介助が必要になった主な原因としては、「認知症（アルツハイマー病等）」、「高齢による衰弱」及び「その他」がそれぞれ 20.0%で最も多くなっています。

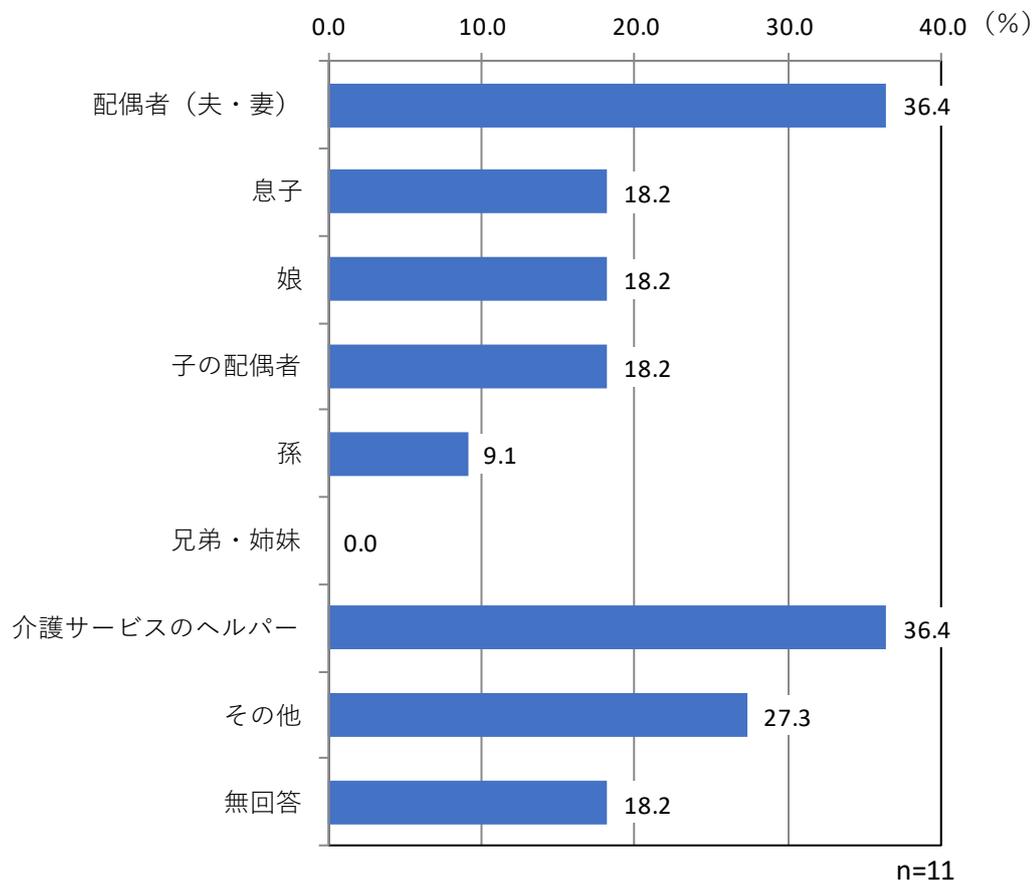


n=20

④ 主な介護・介助者

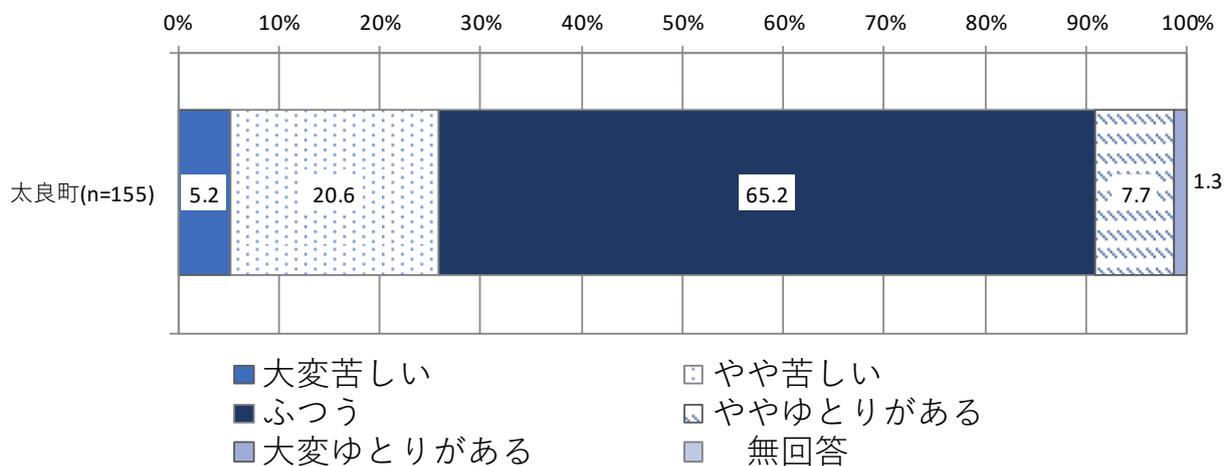
※「現在、何らかの介護・介助を受けている」と回答した方のみ

主な介護・介助者については、「配偶者（夫・妻）」及び「介護サービスのヘルパー」がそれぞれ36.4%で最も多くなっています。



⑤ 現在の経済的な暮らしの状況

現在の暮らしの状況については、「ふつう」が65.2%で過半数を占め、次いで「やや苦しい」20.6%、「ややゆとりがある」7.7%の順となっています。



⑥ 地域での活動の参加頻度

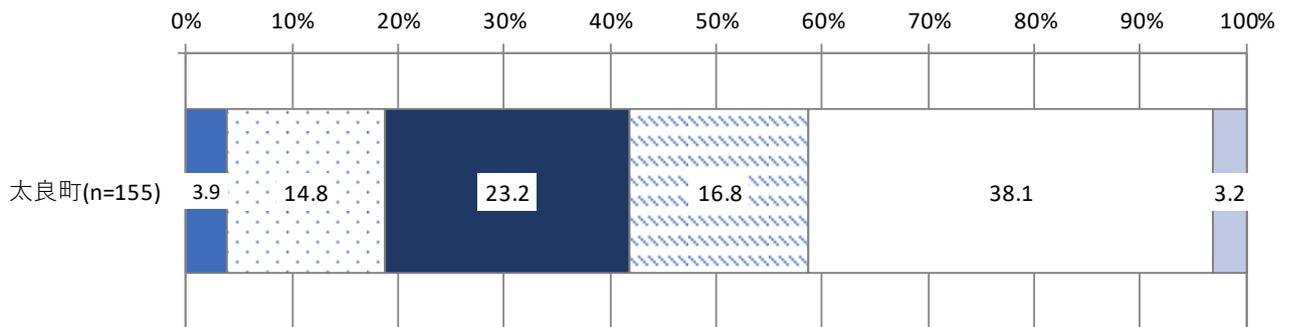
地域での活動の参加状況については、総じて参加状況は低く、「年に数回」以上の参加をしている割合が最も高い「収入のある仕事」でも 32.9%、次いで「町内会・自治会」31.6%という状況です。

(%)

	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
①ボランティアのグループ	1.3	0.6	1.9	6.5	6.5	43.9	39.4
②スポーツ関係のグループやクラブ	2.6	3.9	2.6	3.2	6.5	41.9	39.4
③趣味関係のグループ	2.6	1.9	4.5	10.3	5.8	41.9	32.9
④学習・教養サークル	0.6	0.6	1.3	4.5	4.5	47.7	40.6
⑤老人クラブ	0.0	0.6	0.0	13.5	3.2	47.7	34.8
⑥町内会・自治会	0.6	0.6	0.6	5.2	24.5	31.6	36.8
⑦収入のある仕事	16.1	4.5	1.3	5.2	5.8	36.8	30.3

⑦ この1カ月間に会った友人・知人の人数

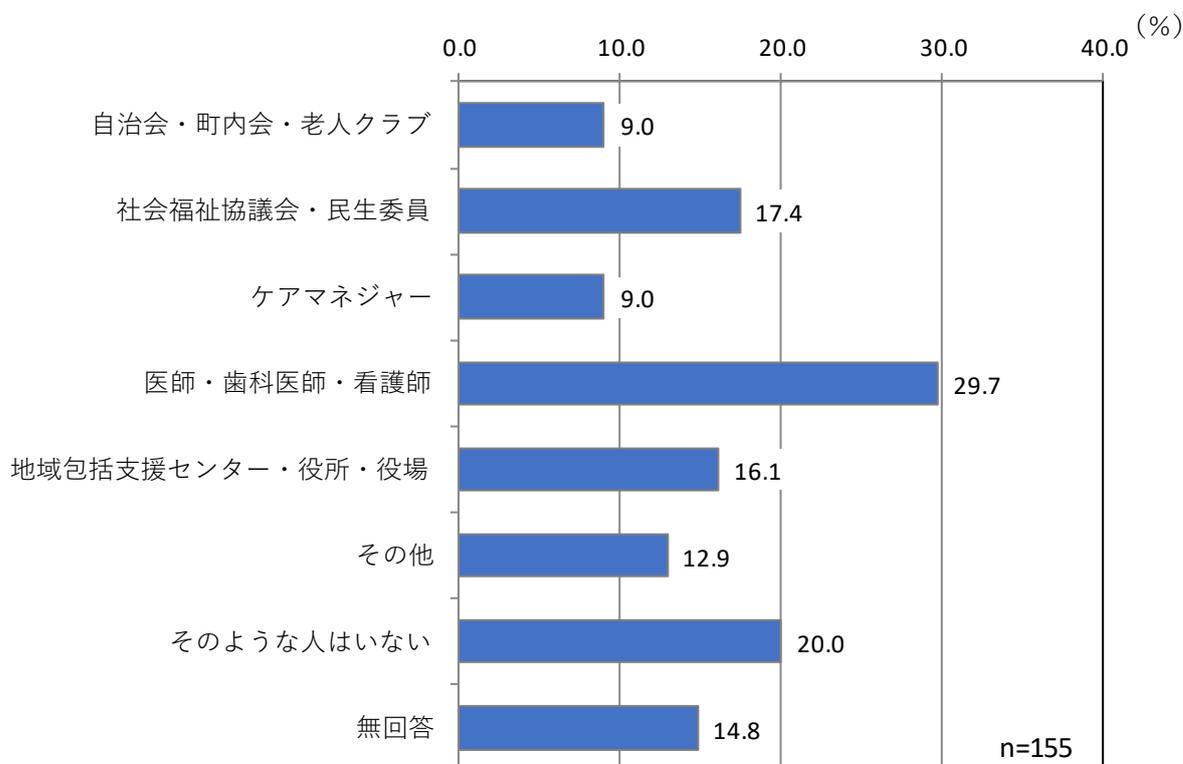
この1カ月間に会った友人・知人の人数については、「10人以上」が最も多く38.1%、次いで「3～5人」23.2%となっています。



■ 0人 (いない) □ 1～2人 ■ 3～5人 ▨ 6～9人 □ 10人以上 ■ 無回答

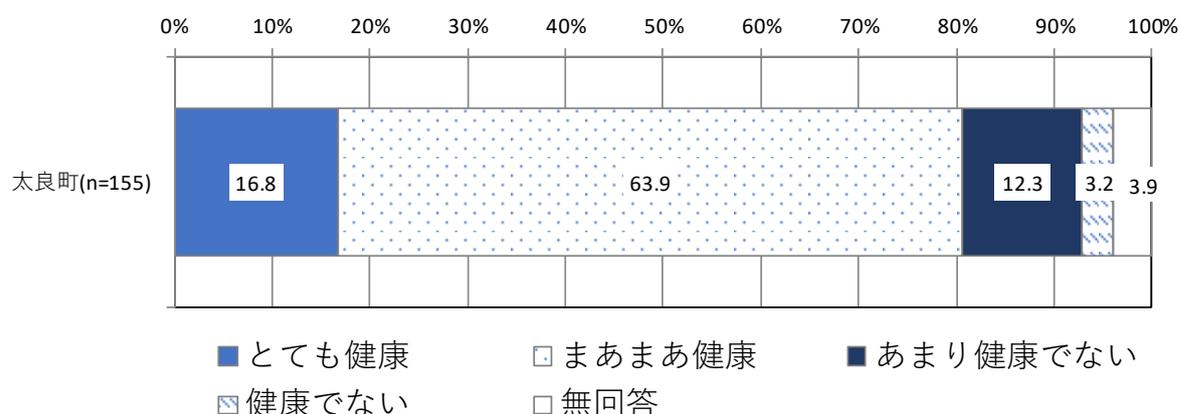
⑧ 何かあったときに相談する相手(家族や友人・知人以外)

何かあったときに相談する相手(家族や友人・知人以外)としては、「医師・歯科医師・看護師」が最も多く29.7%、次いで「そのような人はいない」20.0%、「社会福祉協議会・民生委員」17.4%、「地域包括支援センター・役所・役場」16.1%の順となっています。



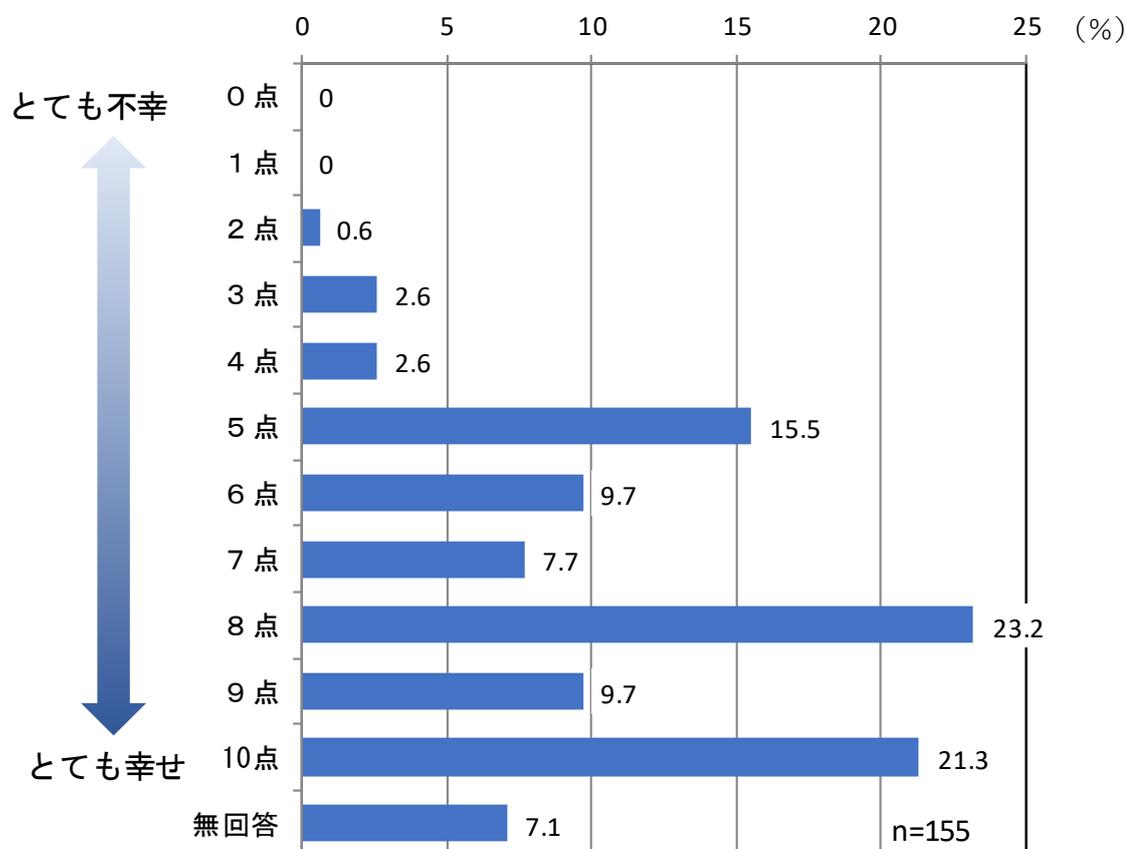
⑨ 主観的健康観

主観的健康観(自分で健康と思うか)については、「まあまあ健康」が最も多く63.9%、次いで「とても健康」16.8%となっています。



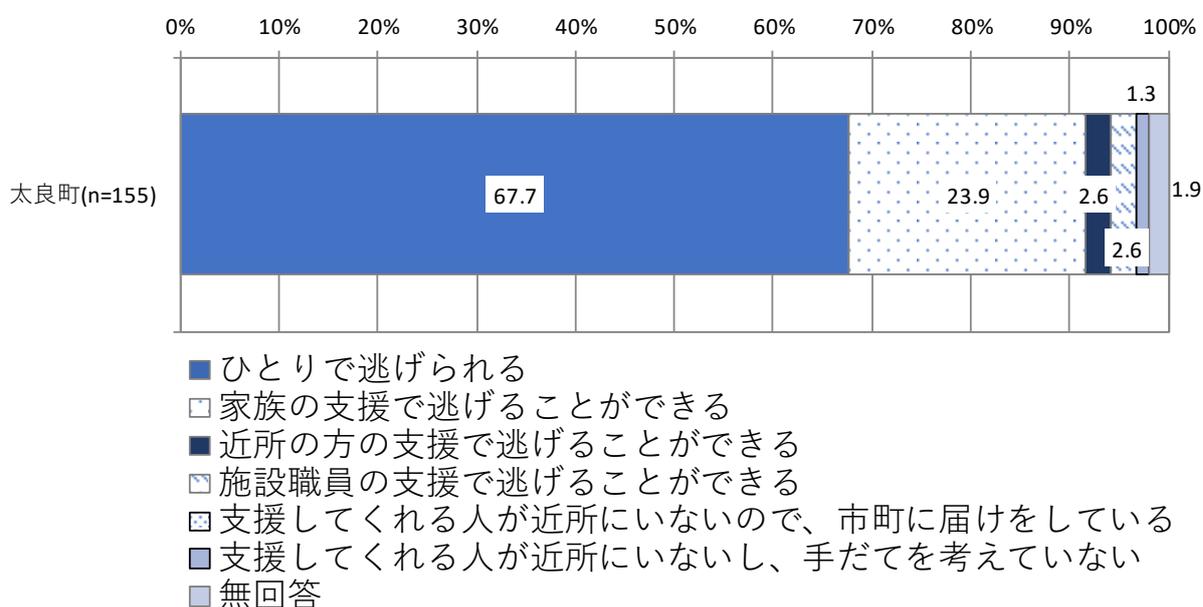
⑩ 幸福度

幸福度（10点満点）については、「8点」が最も多く、23.2%、次いで「10点」21.3%、「5点」15.5%となっており、全体の平均では7.5点となります。



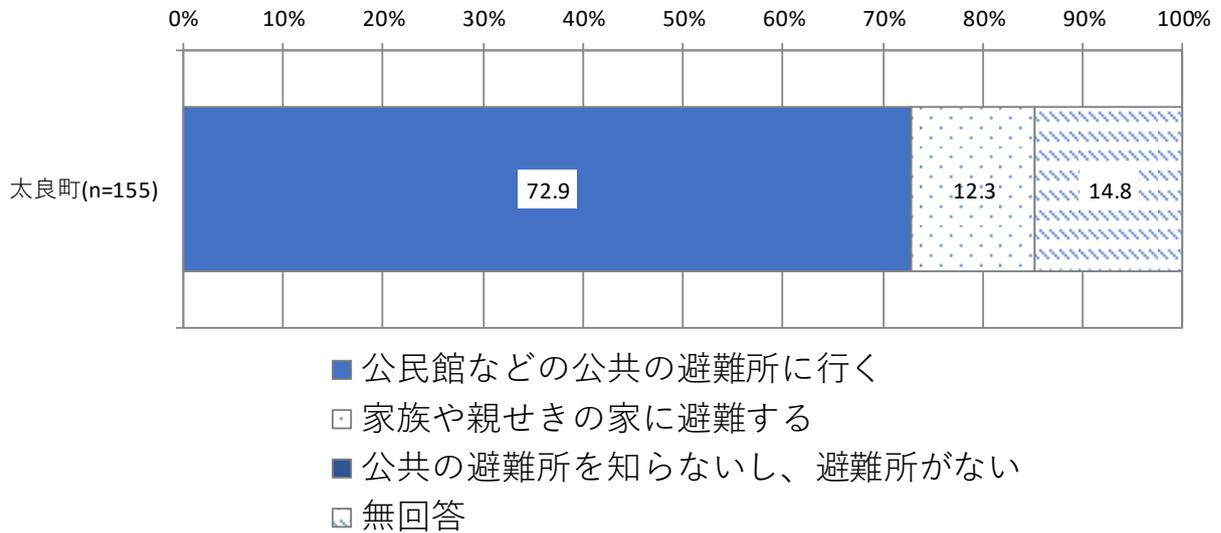
⑪ 避難が必要な時の対応

避難が必要な時の対応については、「ひとりで逃げられる」が最も多く過半数の67.7%を占め、次いで「家族の支援で逃げることができる」23.9%となっています。



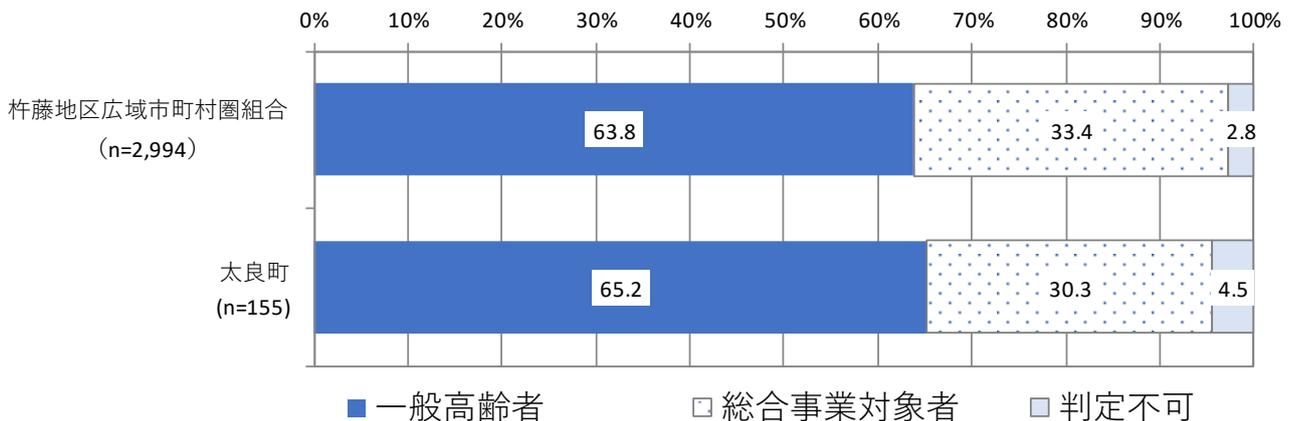
⑫ 避難が必要な時の避難先

避難が必要な時の避難先については、「公民館などの公共の避難所に行く」が過半数の72.9%を占め、「家族や親せきの家に避難する」が12.3%となっています。



⑬ 総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の対象者判定状況

本アンケートの回答に基づき、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の対象者であるかどうかを判定した結果、「総合事業対象者」と見なされる方が30.3%となっており、これは杵藤地区広域市町村圏組合の7市町（武雄市・鹿島市・嬉野市・大町町・江北町・白石町・太良町）全体の判定結果33.4%に比べるとやや低い状況です。

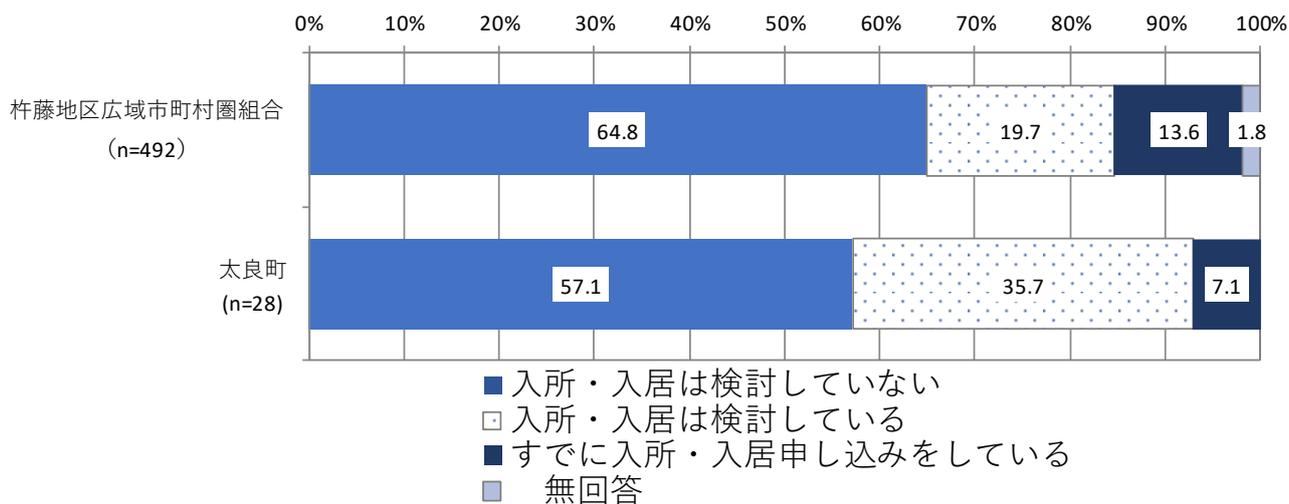


(3) 在宅介護実態調査結果から

① 介護保険施設等への入所・入居の検討状況

介護保険施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」が過半数の57.1%を占め、「入所・入居は検討している」が35.7%となっています。

杵藤地区広域市町村圏組合全体の結果では、「入所・入居は検討している」が19.7%ですので、これに比べて本町では介護保険施設等への入所・入居を検討している方が2倍近くいる状況です。

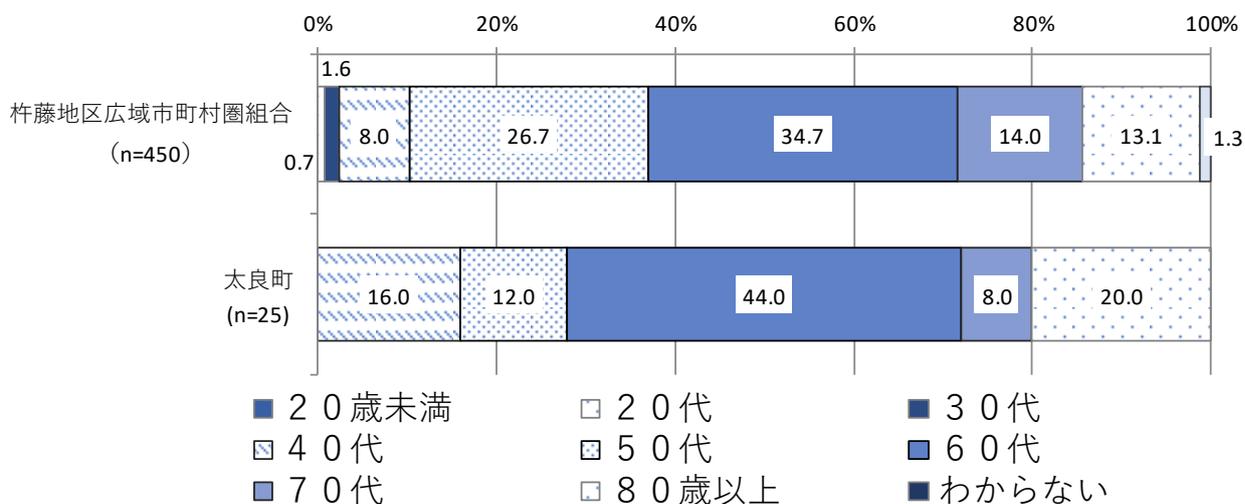


② 主な介護者の年齢

※主な介護者(週1回以上の介護をする家族等)がいる方のみ

主な介護者の年齢については、「60代」が最も多く44.0%、次いで「40代」16.0%、「80歳以上」20.0%となっており、主な介護者が60代以上の方が過半数の72.0%を占めています。

杵藤地区広域市町村圏組合全体の結果では、主な介護者が60代以上の方の割合が61.8%であり、これに比べて本町ではいわゆる“老老介護”の割合が10ポイントほど高い状況です。

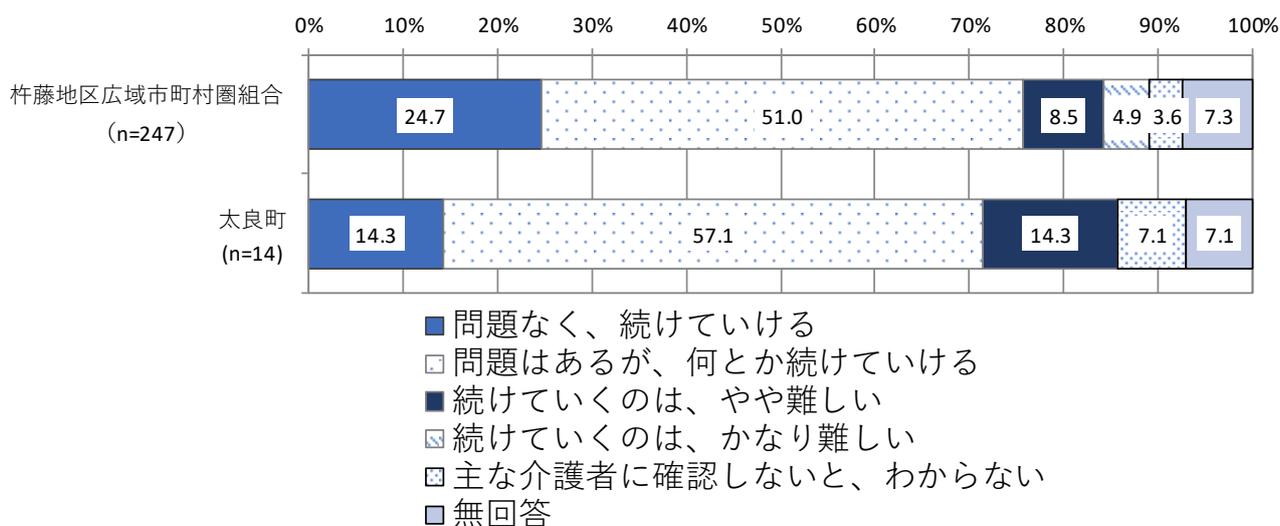


③ 今後の在宅介護の継続について

※主な介護者が働いている方のみ

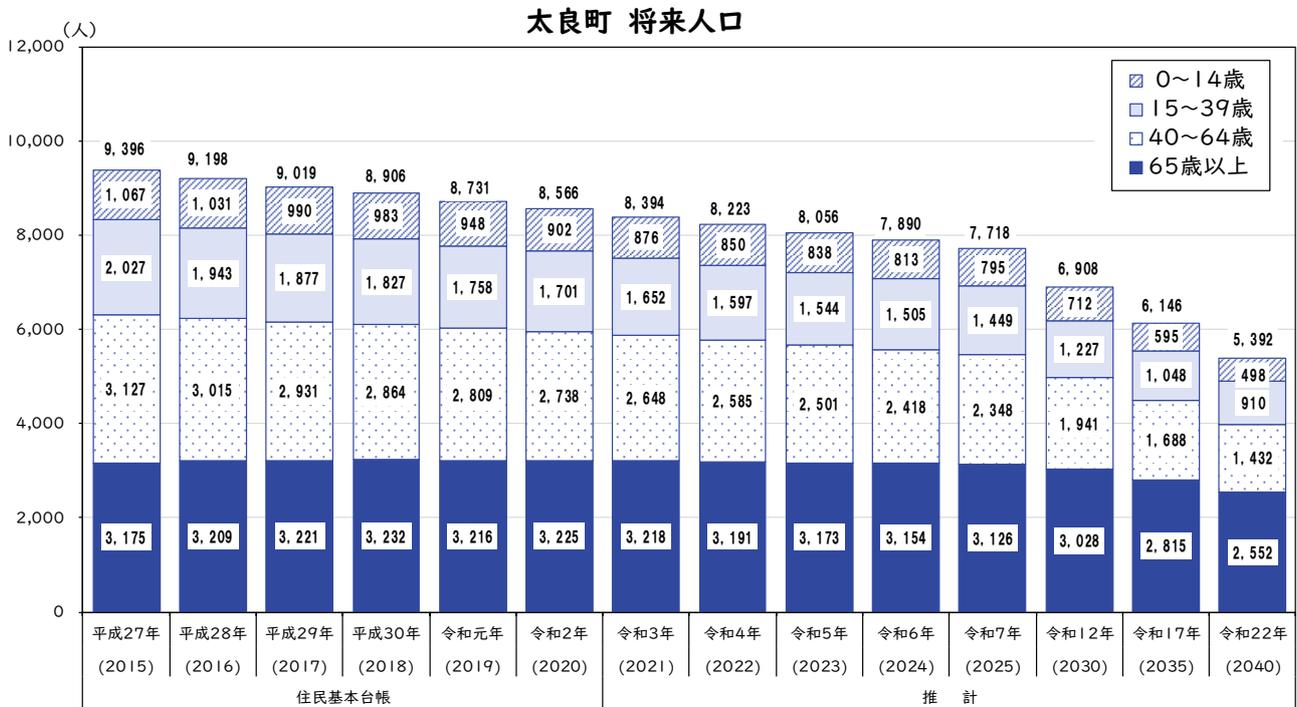
今後の在宅介護の継続については、「問題はあるが、何とか続けていける」が過半数の 57.1%を占め、次いで「問題なく、続けていける」及び「続けていくのは、やや難しい」がいずれも 14.3%となっており、在宅介護を続けていけるという回答が全体の 71.4%となっています。

杵藤地区広域市町村圏組合全体の結果では、「問題はあるが、何とか続けていける」が 51.0%、「問題なく、続けていける」が 24.7%で、在宅介護を続けていけるという回答が全体の 75.7%となっており、これに比べると本町では在宅介護を続けていけるという回答の割合がやや低くなっています。



3 将来人口の見通し

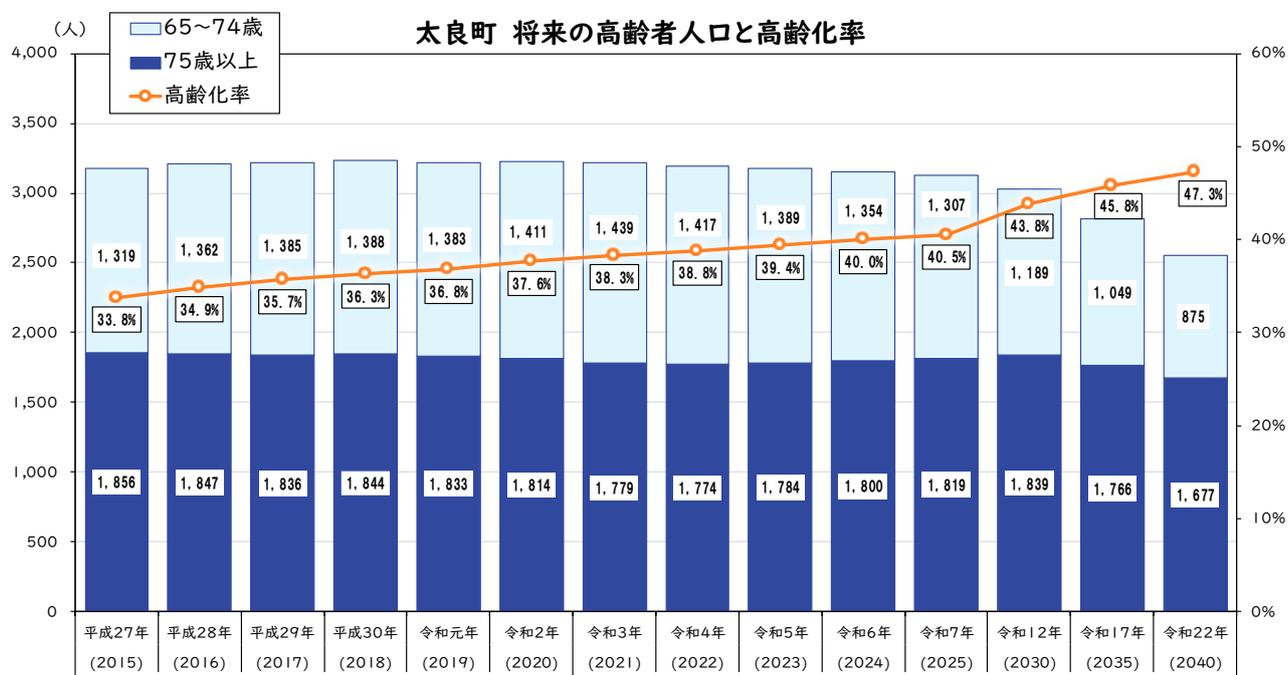
本町の将来人口については、今後も減少傾向で推移し、令和5(2023)年には8,056人にまで減少することが見込まれます。



人口	住民基本台帳						推 計							
	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)
総数	9,396	9,198	9,019	8,906	8,731	8,566	8,394	8,223	8,056	7,890	7,718	6,908	6,146	5,392
0~14歳	1,067	1,031	990	983	948	902	876	850	838	813	795	712	595	498
15~39歳	2,027	1,943	1,877	1,827	1,758	1,701	1,652	1,597	1,544	1,505	1,449	1,227	1,048	910
40~64歳	3,127	3,015	2,931	2,864	2,809	2,738	2,648	2,585	2,501	2,418	2,348	1,941	1,688	1,432
65歳以上	3,175	3,209	3,221	3,232	3,216	3,225	3,218	3,191	3,173	3,154	3,126	3,028	2,815	2,552
65~74歳	1,319	1,362	1,385	1,388	1,383	1,411	1,439	1,417	1,389	1,354	1,307	1,189	1,049	875
65~69歳	724	803	808	789	756	727	683	647	643	636	616	601	474	422
70~74歳	595	559	577	599	627	684	756	770	746	718	691	588	575	453
75歳以上	1,856	1,847	1,836	1,844	1,833	1,814	1,779	1,774	1,784	1,800	1,819	1,839	1,766	1,677
75~79歳	648	629	600	588	591	554	518	532	553	580	636	641	541	531
80~84歳	552	563	564	566	557	548	539	513	497	501	467	543	539	450
85~89歳	419	426	415	418	406	399	407	411	409	406	395	334	397	384
90歳以上	237	229	257	272	279	313	315	318	325	313	321	321	289	312
高齢化率	33.8%	34.9%	35.7%	36.3%	36.8%	37.6%	38.3%	38.8%	39.4%	40.0%	40.5%	43.8%	45.8%	47.3%

将来の高齢者人口については、今後は明らかな減少傾向で推移し、令和5(2023)年には3,173人にまで減少、その後も令和7(2025)年には3,126人、令和22(2040)年には2,552人と減少が続くことが想定されます。

高齢化率については増加の一途を辿り、令和5(2023)年には39.4%、令和7(2025)年には40.5%、さらに令和22(2040)年には47.3%にまで増加することが見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

高齢者人口について、前期高齢者(65~74歳)・後期高齢者(75歳以上)の構成比としてみると、平成27(2015)年以降、前期高齢者の占める割合が少しずつ増え、令和2(2020)年には43.8%となっており、令和3(2021)年には44.7%にまで増加することが見込まれますが、それ以降は減少に転じることが見込まれます。

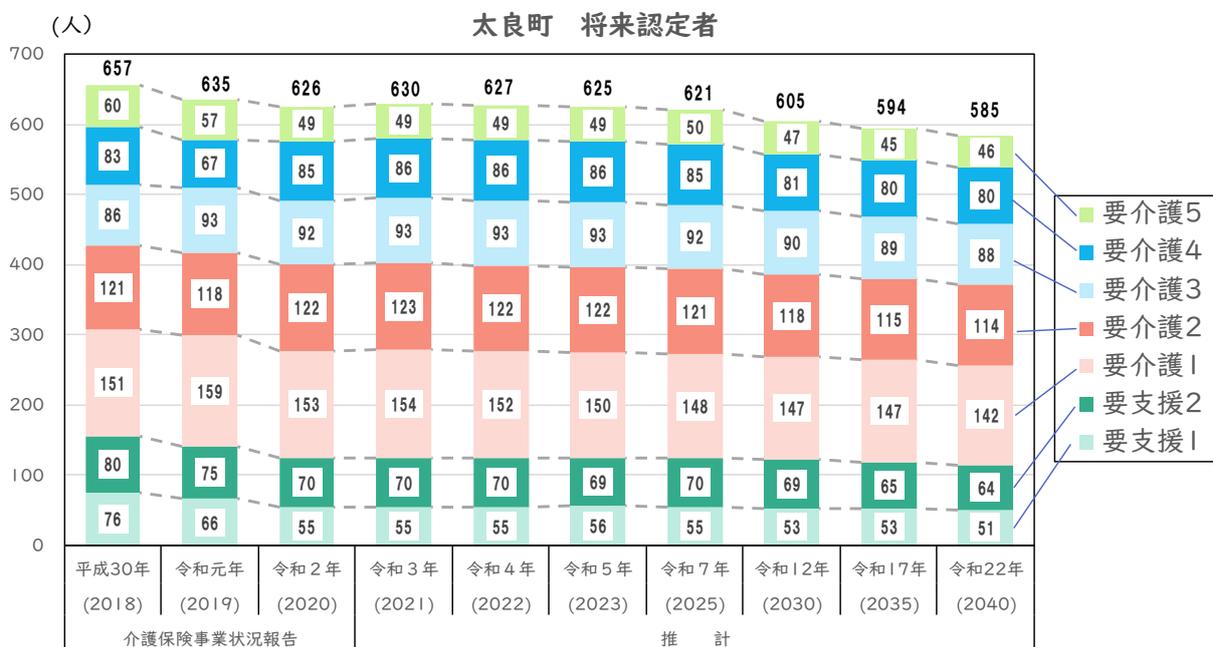
替わって後期高齢者の割合が増加し、令和2(2020)年の56.2%から令和7(2025)年には58.2%、さらに令和22(2040)年には65.7%にまで増加することが見込まれます。

高齢者人口	住民基本台帳						推計							
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
65歳以上	3,175	3,209	3,221	3,232	3,216	3,225	3,218	3,191	3,173	3,154	3,126	3,028	2,815	2,552
65~74歳	1,319	1,362	1,385	1,388	1,383	1,411	1,439	1,417	1,389	1,354	1,307	1,189	1,049	875
75歳以上	1,856	1,847	1,836	1,844	1,833	1,814	1,779	1,774	1,784	1,800	1,819	1,839	1,766	1,677
65歳以上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
65~74歳	41.5%	42.4%	43.0%	42.9%	43.0%	43.8%	44.7%	44.4%	43.8%	42.9%	41.8%	39.3%	37.3%	34.3%
75歳以上	58.5%	57.6%	57.0%	57.1%	57.0%	56.2%	55.3%	55.6%	56.2%	57.1%	58.2%	60.7%	62.7%	65.7%

認知症高齢者(軽度認知障害の方は含まない) ※高齢者の約20%	650	640	640	630	630	630	610	560	510
軽度認知障害の高齢者 ※高齢者の約5%	160	160	160	160	160	160	150	140	130
認知症高齢者(計) 推計	810	800	800	790	790	790	760	700	640

〈参考:将来の認定者数〉

参考までに、将来の介護保険認定者数については、減少傾向で推移していくことが想定され、令和2(2020)年の626人から令和22(2040)年には585人程度になる見通しです。



認定者	介護保険事業状況報告			推計						
	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和7年(2025)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)
認定者数	657	635	626	630	627	625	621	605	594	585
要支援1	76	66	55	55	55	56	55	53	53	51
要支援2	80	75	70	70	70	69	70	69	65	64
要介護1	151	159	153	154	152	150	148	147	147	142
要介護2	121	118	122	123	122	122	121	118	115	114
要介護3	86	93	92	93	93	93	92	90	89	88
要介護4	83	67	85	86	86	86	85	81	80	80
要介護5	60	57	49	49	49	49	50	47	45	46
うち第1号被保険者のみ	648	627	616	620	617	615	611	598	586	577
第1号被保険者認定率	20.0%	19.5%	19.1%	19.3%	19.3%	19.4%	19.5%	19.7%	20.8%	22.6%

4 計画策定に向けての課題

ここでは、太良町高齢者福祉計画策定委員会の委員の皆様より出されたご意見等をベースにしながら、本町の高齢者を取り巻く課題について整理します。

(○…課題やご意見等、⇒…関連するデータの背景等)

〈人口の視点から〉

- 人口減少がこのまま進むと人口が半分以下になってしまうのではないかと。
 - ⇒将来人口の見通しでは、令和 22(2040)年の人口は 5,392 人で、令和2(2020)年の 8,566 人に比べて 37.1%の減少が見込まれている。
- 高齢化率が高くなるため、高齢者を支える働き手の減少が懸念される。
 - ⇒将来人口の見通しでは、令和 22(2040)年の高齢化率は 47.3%(人口のおおよそ半分が高齢者)で、令和2(2020)年の 37.6%に比べて 9.7 ポイントの増加が見込まれている。
- 今後は、独居(単身者)の男性や高齢者世帯が増えるのではないかと。
 - ⇒平成 27(2015)年の国勢調査では、一般世帯のうち高齢夫婦世帯が 14.8%、高齢単身者(一人暮らし)世帯が 11.8%となっている。
 - ⇒女性の平均寿命が男性のそれを上回っているため、(人口ピラミッドからわかるように)高齢者では女性人口が男性人口を大きく上回っており、現状としては一人暮らしの高齢者も女性が多くを占めている。
- 総人口に対して 90 歳以上の割合が高くなるのが心配。
 - ⇒将来人口の見通しでは、令和 22(2040)年の 90 歳以上人口比率は 5.8%で、令和2(2020)年の 3.2%に比べて 2.6 ポイントの増加が見込まれている。
- 単身の認知症高齢者が増えると思われる。
 - ⇒現状として町内には 810 人程度の認知症の高齢者(軽度認知障害の方を含む)がいることが想定される。
 - ⇒今後は、単身の認知症高齢者が増えることも考えられるため、その予防と早期介入がますます必要となるとともに、町民一人ひとりが正しい知識をもって適切な対応・役割を担えるようにするための普及啓発の充実・推進が早急の課題。
- 少子高齢化のスピードが甚だしく、将来に対して「希望」よりも「覚悟」という思い。

〈健康・医療・介護の視点から〉

- 高齢者数の増大により、医療・介護ニーズが増大し、特に介護を担う人材の確保がますます困難になるとともに、介護サービスの供給に支障が出るのではないかと。
 - ⇒将来人口の見通しでは、令和 22(2040)年の高齢者人口は 2,552 人で、令和2(2020)年の 3,225 人に比べて 20.9%の減少が見込まれている。
 - ⇒医療・介護需要に大きく関係する後期高齢者人口は、同期間に 1,814 人から 1,677 人へと 7.6%の減少に留まるため、結果として高齢者に占める後期高齢者の比率が高まることなどから、介護保険料等の高騰化が懸念される。

⇒認定者数の将来見通しでは、令和 22(2040)年に 585 人で、令和2(2020)年の 626 人に比べて 6.5%の減少が見込まれているように、医療・介護の需要そのものが大きく増えることは想定しづらいが、こうした需要に対するサービス提供を担う支え手の減少により、供給体制上の問題が深刻化する恐れがある。

○団塊の世代の方は、健康意識が高いように感じられる。

○既に困難になりつつある専門職と地域住民の担い手の確保についての検討が重要課題。

〈地域での暮らしやつながり・仕組みの視点から〉

○地域のつながりが希薄化しているが、住民の地域への思い(愛着)は依然として強いのではないかな。

○高齢者の孤立化や孤独死が心配される。

○独居や高齢者世帯であっても住み慣れた地域の中で支え合うサポート体制が重要。

○災害時や急病時の対応体制だけではなく、日常生活の困りごとを気軽に相談できる場所づくりや住民へのその周知が必要。

⇒アンケート結果では、避難が必要な時にひとりで逃げられる人は 67.7%であり、3人に 1 人はひとりでは避難できない状況である。

⇒アンケート結果では、家族や友人・知人以外の相談相手としては医師・歯科医師・看護師が最も多く 29.7%で、社会福祉協議会・民生委員が 17.4%、地域包括支援センター・役場が 16.1%となっており、また一方で、相談できる人がいないという方が 20.0%となっている。

○地域社会は、日常生活やコミュニケーションの場であるとともに、人々とのつながり、支え合う相互扶助の場であり、独居高齢者にとっては家族と同じくらいに重要な居場所となり得るのではないかな。

○行政だけではなく、ボランティア等による日常生活上の困りごとに対応するための連絡・調整を行うコーディネーターやさりげない見守り活動(水道検針時の見守りの委託など)も必要。

○高齢者が援護を必要とする高齢者を支援していくことも必要。

○要援護者のマップづくり。

○住民ボランティアのコーディネーターの養成。

○多世代が交流できる拠点の整備。

○低収入で生活苦になる高齢者が増えてくると思われる。

⇒アンケート結果では、現在の経済的な暮らしの状況について、「大変苦しい」「苦しい」という方が 25.8%で、4 人に 1 人という状況である。

○世帯構造や地域実情の変化に伴い、8050 問題等を含め、多種多様な相談が増えると考えられる。

○“いきいき”を叶えるための高齢者の移動が不足している。

○従来の相談体制(縦割り体制)で対応が可能であったケースも、今後は状況に応じて総合的に受け止め調整する機能(総合相談対応機能)が行政には求められると思う。

○認知症高齢者の特性を考慮した生活支援サービスが必要。

〈生きがいの視点から〉

- 今後は高齢者の就労や社会貢献活動への参加が健康・生きがいづくりにつながっていくのではないかと。
- ボランティアやその他の社会活動への高齢者の参加への意欲を実際の活動につなげる仕組みが重要。
⇒アンケート結果では、地域での活動への参加状況は低調であり、「年に数回以上」参加している活動の比率として、町内会・自治会が 31.6%、趣味関係が 25.2%、ボランティア関係が 16.7%となっている。
- 今はコロナ感染症の影響でいろいろな趣味・催しも中止されているが、コロナ終息後は、殆どの町民がお互いの触れ合い交流を待ち望んでいると思う。
- 社協のしおさい館で社協事務局を主催者とする「カラオケ愛好会」を発起すれば、多くの町民が参加すると思うし、その運営がうまく機能すれば、しおさい館の運営活動もできて町民の触れ合い交流も盛んになって、健康づくりにも貢献するのではないかと。
- 人としての能力は各人差異があるが、「リタイアしない」「リタイアさせない」という覚悟が求められる（個人・組織双方）。
- ボランティアを含む社会参加は、心身の機能低下防止につながることを含め、大切。

〈全体的な視点から〉

- 町の目指す地域包括ケアシステムの定義とスケジュールを明らかにする必要があるのではないかと。
- 高齢者福祉の将来像である「高齢者が安心していきいきと暮らせる支えあいのまち」における“いきいき”が示す意味について考える必要があるのではないかと。
- 今後は多様な対応（行政サービス等）が求められる一方で、人口減少に伴う税収の減少が予想され、「これからどのような行政サービスを残すか」の選択が求められる時代になってくる。
- 将来に向け、どのような行政サービスを残すかを住民視点で検証する委員会の設置について検討する必要。
- 「高齢者にやさしいまちづくり」と言っても、誰が誰に対してやさしいのか疑問（自分に対してやさしいということでもよいのではないかと）。他者にやさしさを求める前に自分を労り、大切にし、生涯自立できる自分づくりを追求していく、そのような空気が町にあふれたらよいと思う。
- 命を大切にし、与えられた能力・技術をそれぞれで活かすまちづくり～私を愛し郷里（ふるさと）を愛するまちづくり～アイアイパワー全開で。

第3章 高齢者福祉の基本的な考え方

1 高齢者福祉の将来像

本町の目指す“高齢者福祉の将来像”については、「現行計画」を踏襲し、次のように設定します。

《高齢者福祉の将来像》

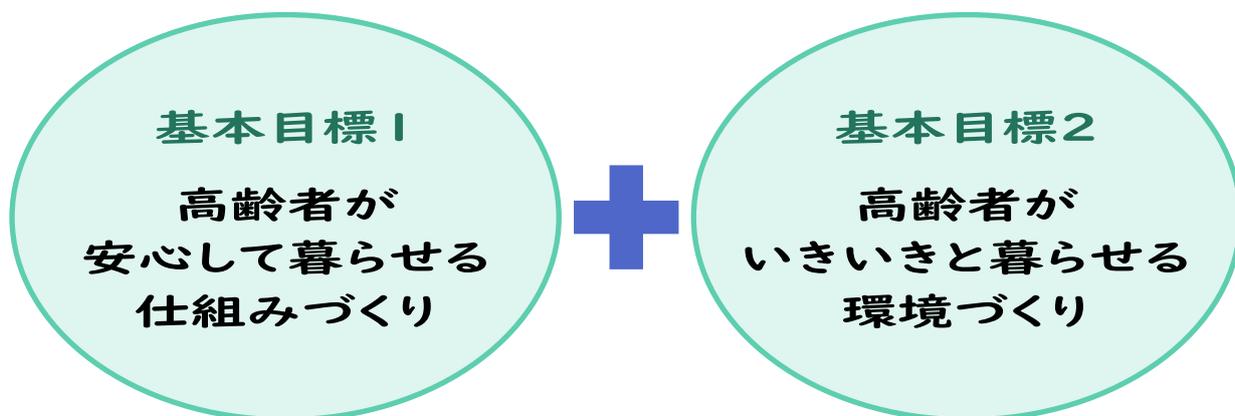
高齢者が安心していきいきと暮らせる 支えあいのまち

高齢者が住み慣れた身近な地域の支えあいの仕組み・絆によって、生涯にわたって安心して暮らせるとともに、誰もが生きがいと役割をもっていきいきと地域社会に参画できるまちづくりを目指します。

2 高齢者福祉の基本目標

“高齢者福祉の将来像”の実現に向けた基本目標についても、「現行計画」を踏襲し、次の2つの基本目標を設定します。

ただし、それぞれの基本目標の実現に向けては、計画課題等を踏まえるとともに、中長期的観点も視野に入れながら、取り組んでいくものとします。



基本目標1 高齢者が安心して暮らせる仕組みづくり

高齢者一人ひとりが活動的で生きがいのある生活や人生を送るには、健康づくりの自己管理等に加えて、介護予防に対する取り組みも重要になってきます。

高齢者の主体的な介護予防への取り組みを支援するとともに、住み慣れた地域でいつまでも安心して自立した生活ができるよう、様々な生活支援サービスの提供・充実を図っていきます。

地域における安心と支えあいの仕組みの一つの手段として地域包括ケアシステムの構築を目指すこと、地域包括支援センターの機能強化を図ること、地域の支えあいの担い手づくりにも取り組んでいくこととします。

基本目標2 高齢者がいきいきと暮らせる環境づくり

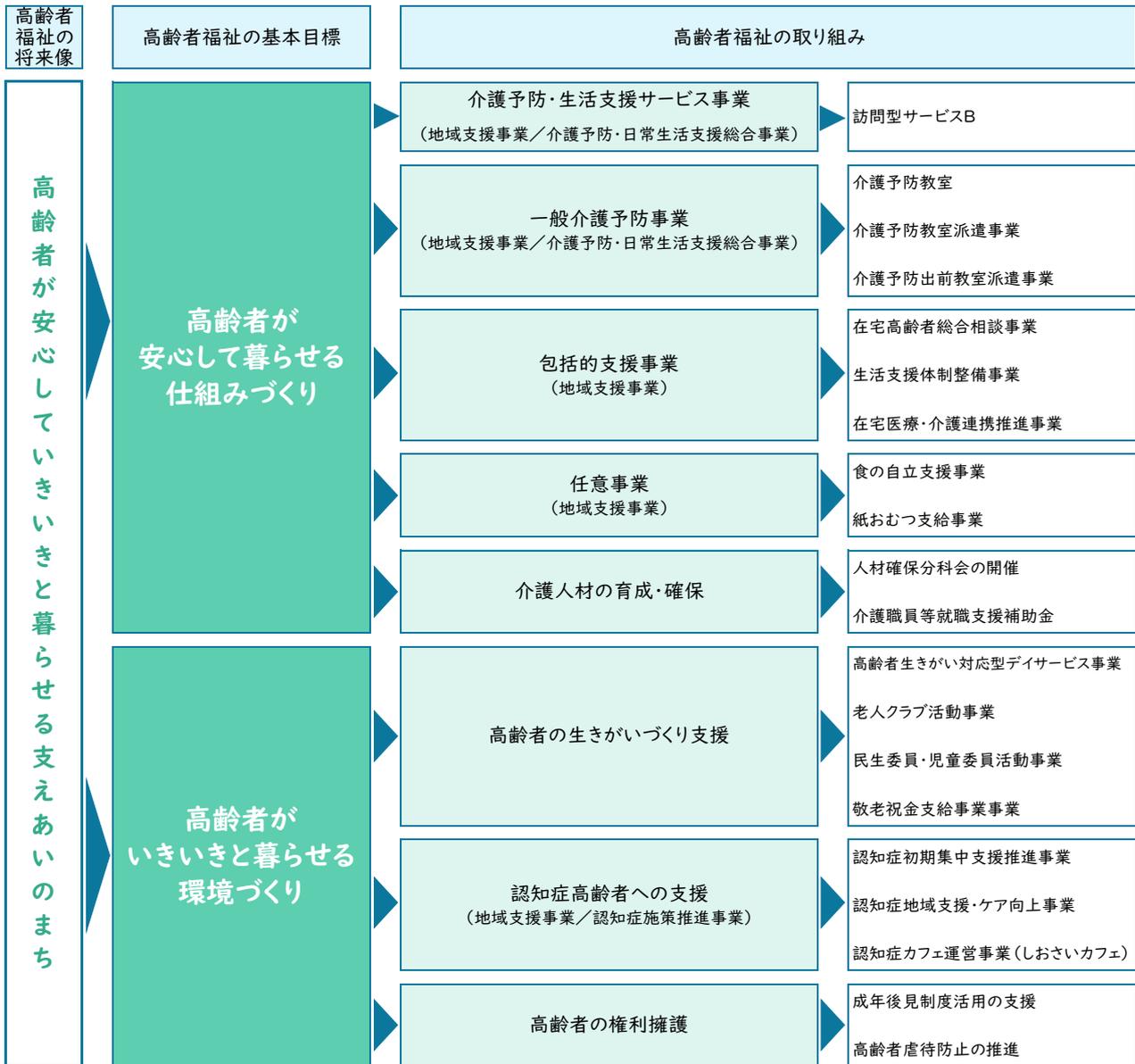
高齢者になっても、誰もがそれぞれの知識・経験や興味を活かしながら役割を担うことのできる、活力と笑顔あふれる地域社会を築くためには、高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、高齢者自身が積極的な参加と活躍の場が提供できる環境づくり・地域づくりが重要になってきます。

こうした観点から、本計画においては、老人クラブ活動のより一層の活性化等を通じた生きがいづくりへの支援に取り組むとともに、認知症高齢者への支援や高齢者の権利擁護に取り組み、高齢者の誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。



3 高齢者福祉の施策体系

本町の“高齢者福祉の将来像”とその実現に向けた基本目標に基づく高齢者福祉の施策体系については、次のとおりです。



4 地域包括ケアシステム[太良町版]の機能と整備時期

カテゴリー		機能	基本エリア			整備時期		
			広域	町	地区	整備済	第8期	第9期
システム	システム管理	地域包括ケアシステムの主な対象者の把握と見込み		○		○		
		地域包括ケアシステムの構築に向けた指標・目標の設定		○		○		
		地域包括ケアシステムの目指す将来像や方針・目標の周知	○	○		○		
		地域包括ケアシステムの構築について評価する組織(協議会等)の設置		○		○		
		障がい者や子ども・子育てを含めた地域包括ケアシステムの構築を目指す方針や方向性		○		○		
	地域包括支援センター	地域包括支援センターの設置(日常生活圏域単位)			○		○	
		24時間365日相談を受ける体制			○		○	
		地域ケア会議の開催と地域課題把握(日常生活圏域単位)			○		○	
		地域のインフォーマルなサービスも含め介護保険・保険外のサービスの把握と情報提供	○	○		○		
		地域ケア会議での困難ケースについての議論			○		○	充実 →
介護予防	一般高齢者も利用可能な介護予防の場・サービスの整備			○		○		
	一般高齢者も利用可能な住民主体の介護予防の場・サービスの整備			○	○	○		
	介護予防対象者を網羅的に把握するための取り組み	○	○		○			
	介護予防の実施(運動器の機能向上)			○		○		
	介護予防の実施(栄養改善)			○		○		
	介護予防の実施(口腔機能向上)			○		○		
	介護予防の実施(閉じこもり予防)			○		○		
	介護予防の実施(認知機能低下抑制)			○		○		
介護予防の実施(うつ予防)			○		○			
生活支援	生活支援サービス	生活支援コーディネーターの配置		○		○		
		多様なサービス主体間の情報共有・連携強化の場として協議体の設置		○		○		
		生活支援を担うボランティアの養成		○		○		
		高齢者の移動支援の取り組み		○		○		
		ひとり暮らし高齢者への見守り・声かけ等の取り組み(民生委員以外)		○	○	○		
	認知症総合支援	認知症初期集中支援チームの設置			○		○	
		認知症地域支援推進員の配置			○		○	
		認知症カフェの開設			○		○	充実 →
		認知症サポーター養成講座を学校・民間企業での実施		○		○	充実 →	
住まい	住宅マスタープランへの介護保険事業計画との関連性や高齢者向け住宅の記載	○			○			
介護	地域密着型サービスの計画的整備	○			○		充実 →	
	統合的にケアを提供する中核的サービス(小規模多機能等)の整備	○			○		充実 →	
	施設サービスの計画的整備	○			○		充実 →	
	介護人材の育成・確保に関する取り組み		○			○		
医療・介護連携	ネットワーク構築、情報共有を行う協議会等の設置	○	○		○			
	在宅医療連携拠点の設置			○		○		
	多職種による事例検討や合同研修の実施			○		○	充実 →	
	在宅医療に関する地域住民への啓発活動	○	○		○			

第4章 高齢者福祉の取り組み

I 高齢者が安心して暮らせる仕組みづくり

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(地域支援事業／介護予防・日常生活支援総合事業)

① 訪問型サービス B

〈取り組み内容〉

介護保険の認定が非該当で事業対象者となった方や要支援者の方を対象に自宅の掃除や買い物等の支援を、太良町の研修を受けた活動者が支援をしています。

活動者を増やし、高齢者を地域で支える仕組みづくりをしていきます。

〈取り組み指標〉

指標	単位	実績			計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問型サービス B 型の 体制整備に向けた検討	回	3	3	3	3	3	3
有償ボランティア等の確保	人	3	5	5	5	5	5

(2) 一般介護予防事業(地域支援事業／介護予防・日常生活支援総合事業)

① 介護予防教室

〈取り組み内容〉

町内のおおむね 65 歳以上の高齢者を対象として、さまざまな介護予防教室を実施しています。

・絵手紙教室 ・童謡を歌おう会 ・筋力アップ教室 ・男の料理教室
・写真教室 ・脳の健康教室 ・太良元気塾教室

〈取り組み指標〉

指 標	単 位	実 績			計 画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
筋力アップ教室の開催	回	139	131	130	135	135	135
脳の健康教室の開催	回	44	39	40	80	80	80

※令和2年度(2020)の値は見込み。

② 介護予防教室派遣事業

〈取り組み内容〉

理学療法士や作業療法士を総合福祉保健センターへ講師として派遣し、介護予防教室を実施しています。

〈取り組み指標〉

指 標	単 位	実 績			計 画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生きがいデイサービスにおける運動機能向上	回	48	44	48	48	48	48
生きがいデイサービスにおける認知症予防支援	回	48	47	48	48	48	48

③ 介護予防出前教室派遣事業

〈取り組み内容〉

各地区の公民館等に理学療法士等を講師として派遣し、介護予防教室を実施しています。

〈取り組み指標〉

指 標	単 位	実 績			計 画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
各地区サロン等への介護予防普及啓発	回	3	3	3	5	10	10

(3) 包括的支援事業(地域支援事業)

① 在宅高齢者総合相談事業

〈取り組み内容〉

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように、心身の状況や生活の実態、必要な支援等を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる相談を、地域包括支援センター及び身近な町内の各事業所が相談を受けています。

〈取り組み指標〉

指標	単位	実績			計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
相談件数	件	254	328	250	350	360	370

② 生活支援体制整備事業

〈取り組み内容〉

福祉のまちづくりと介護予防の推進を図るため、地域住民と専門職が話し合いを進めています。

介護予防教室の効果を確認するため、町内の介護老人保健施設のリハビリテーション専門職員による筋力測定を実施しています。

介護予防教室を普及・啓発を推進するため、ポイント制度の導入について検討を進めるなど、町民が安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

〈取り組み指標〉

指標	単位	実績			計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活支援コーディネーター の設置	人	3	3	3	3	3	3
協議体の設置	件	0	2	2	2	2	2

③ 在宅医療・介護連携推進事業

〈取り組み内容〉

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進します。

平成 28(2016)年度より在宅医療支援相談窓口として鹿島市、嬉野市、太良町の医療機関4か所に相談窓口を設置しています。太良町の医療機関は町立太良病院となっています。

〈取り組み指標〉

指標	単位	実績			計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
公開講座やシンポジウムの開催	回	2	1	0	1	1	1
在宅医療介護連携多職種協働研修会の開催	回	1	1	1	1	1	1

(4) 任意事業(地域支援事業)

① 食の自立支援事業

〈取り組み内容〉

調理が困難な高齢者に対し、定期的に居宅を訪問して、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに利用者の安否確認も行っています。

月曜日から土曜日までの週6日間の昼食及び夕食の1日2食のサービスとなっています。

〈取り組み指標〉

指標	単位	実績			計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
配食サービス年間登録利用者数	人	48	50	50	55	60	65
配食サービス年間配食者数	食	10,931	12,950	13,000	14,300	15,600	16,900

※令和2年度(2020)の値は見込み。

② 紙おむつ支給事業

〈取り組み内容〉

常時、紙おむつが必要な高齢者に対して、紙おむつ及び尿取りパットを支給し、在宅高齢者及びその家族を支援することにより在宅介護の増進を図っています。

支給条件は常時失禁状態にある在宅の高齢者で、要介護2以上かつ住民税所得割非課税世帯となっています。

〈取り組み指標〉

指標	単位	実績			計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
紙おむつ支給人員	人		21	22	23	24	25
紙おむつ支給給付券	枚		705	705	805	840	875

※令和2年度(2020)の値は見込み。

(5) 介護人材の育成・確保

① 人材確保分科会の開催

〈取り組み内容〉

地域における介護人材の現状等を踏まえながら、介護人材の育成・確保に向けた方策等について検討する人材確保分科会を令和2(2020)年度より開催しています。

② 介護職員等就職支援補助金

〈取り組み内容〉

安定した介護サービスの提供を図るため、町内の介護事業所・施設等に介護職員等として新たに就職した方を対象とする「就職支援補助金」の交付を令和3年度より開始します。

2 高齢者がいきいきと暮らせる環境づくり

(1) 高齢者の生きがいつくり支援

① 高齢者生きがい対応型デイサービス事業

〈取り組み内容〉

家に閉じこもりがちな高齢者に対し生きがい対策として、総合福祉保健センターへの通所により各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消と心身機能の維持向上等を図ることを目的としています。

比較的元気で介護保険の対象とならないおおむね 65 歳以上の高齢者に健康状態の確認、給食サービス、入浴サービス、趣味活動、生きがい活動、バスでの送迎等の各種サービスを提供しています。

〈取り組み指標〉

指 標	単 位	実 績			計 画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間延利用者数	人	1,153	1,143	1,100	1,150	1,160	1,170

※令和2年度(2020)の値は見込み。



生きがい対応型デイサービスのひとこま



生きがい対応型デイサービスのひとこま

コミュニティバス



② 老人クラブ活動事業

〈取り組み内容〉

老人クラブは地域ごとの多様な自主活動を基盤として、健康づくりを進める運動や各種レクリエーション等の会員自身の楽しみや生きがいなど幅広い活動を行っています。

こうした老人クラブ活動を支援するとともに、高齢者が地域住民と積極的に交流していく機会の充実を図ります。

また、閉じこもりがちな一人暮らし高齢者が外出するきっかけづくりや、元気な高齢者が一人暮らしや介護を必要とする高齢者を訪問し、相談相手など軽易な援助を行っています。

〈取り組み指標〉

指標	単位	実績			計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
単位老人クラブ	クラブ	22	21	22	22	22	22
会員	人	648	581	573	561	549	538

③ 民生委員・児童委員活動事業

〈取り組み内容〉

民生委員・児童委員の定員は 29 人(うち主任児童委員は 2 人)で、地域住民の健康や福祉に関する相談相手として重要な役割を果たしています。

〈取り組み指標〉

指標	単位	実績			計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
民生委員相談件数	件	227	206	216	216	216	216
児童委員相談件数	件	15	18	23	18	18	18

④ 敬老祝金支給事業

〈取り組み内容〉

太良町に居住する高齢者に対し、その長寿を祝福し、祝金を支給しています。

対象者(年齢)	祝金
75歳	1万円
80歳	1万円
85歳	1万円
88歳	2万円
90~94歳	1万円
95歳	3万円
96~99歳	1万円
100歳以上	5万円(※100才以上で2回目以降は1万円)

〈取り組み指標〉

指標	単位	実績			計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
敬老祝金支給対象者	人	—	490	729	760	760	760

(2) 認知症高齢者への支援（地域支援事業／認知症施策推進事業）

① 認知症初期集中支援推進事業

〈取り組み内容〉

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置しています。

太良町は医療法人財団友朋会嬉野温泉病院へと連携し、専門医や各専門職と一緒に支援を行っています。

これらの活動を円滑かつ適正に運営するため、認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置しています。

委員会ではチームの活動状況の報告を受け、観察・評価内容を総合的に判断し、必要に応じて助言等を行っています。

〈取り組み指標〉

指標	単位	実績			計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
相談・支援件数	件	5	5	2	5	6	7

② 認知症地域支援・ケア向上事業

〈取り組み内容〉

地域包括支援センターが高齢者の家族等から受ける相談や民生委員、ケアマネジャーなどの関係機関から相談を受け付け、必要に応じて認知症初期集中支援チームへ繋ぎ、情報交換や支援を行っています。

また、認知症地域支援推進員の拡充と質の確保を図るため、研修へ参加をしています。

今後は、認知症の方を地域で支える仕組みづくりとして、認知症サポーター講座の実施や認知症の方や介護をしている家族を対象にした「家族会」の立ち上げ等を予定しています。

〈取り組み指標〉

指標	単位	実績			計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症サポーター 養成講座	回	2	10	4	10	15	20
認知症サポーター 養成数	人	21	171	174	580	870	1,160

③ 認知症カフェ運営事業(しおさいカフェ)

〈取り組み内容〉

平成 30(2018)年度より、認知症の方を介護している家族の相談場所として、総合福祉保健センター2階に設置しています。

また、介護している家族の方が認知症について学べるよう、認知症関連の本があり、貸出可能となっています。

今後は、しおさいカフェで月に1回「家族会」の開催を予定しています。

〈取り組み指標〉

指標	単位	実績			計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症カフェ利用者	人	67	92	100	110	120	130

※令和2年度(2020)の値は見込み。

(3) 高齢者の権利擁護

① 成年後見制度活用の支援

〈取り組み内容〉

判断能力が不十分な高齢者、知的障害者、精神障害者等の要支援者を対象とし、要支援者の権利擁護を図ることを目的としています。

より多くの方が利用しやすいよう、令和2(2020)年度に太良町成年後見制度利用支援事業実施要綱を改正しています。

成年後見制度が必要な方に利用していただけるよう、専門職向けに研修会を実施しています。

〈取り組み指標〉

指標	単位	実績			計画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
成年後見制度研修会	回	1		2	1	2	1

※令和2年度(2020)の値は見込み。

② 高齢者虐待防止の推進

〈取り組み内容〉

高齢者の尊厳や権利を守るため、高齢者や養護者支援について佐賀県社会福祉士会の虐待対応専門チームに助言を受け対応をしています。

根拠を持って高齢者虐待対応を行えるよう、令和2(2020)年度には太良町高齢者虐待防止事業を創設しました。

早期発見、介入を行うことができるよう、町内の各事業所等と連携しています。

〈取り組み指標〉

指 標	単 位	実 績			計 画		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
高齢者虐待防止研修会	回		1	1	2	1	2



資料編

Ⅰ 太良町高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者が住み慣れた地域で支え合い、自分らしく自立した生活ができるまちづくりを推進するため、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づき、高齢者福祉に関する計画を策定するため、太良町高齢者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、総合的な高齢者支援政策の計画策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げるものから8名以内で組織する。

- (1) 老人福祉関係団体の代表者
- (2) 社会福祉協議会の代表者
- (3) 老人福祉施設等の関係者
- (4) 民生委員・児童委員協議会の代表者
- (5) 知識経験者
- (6) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 太良町高齢者福祉計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	要綱上の分類
会 長	合浦 善哉	民生委員・児童委員協議会の代表者
副会長	中溝美代子	老人福祉関係団体の代表者
委 員	中村 秀貴	社会福祉協議会の代表者
	米田 則幸	老人福祉施設等の関係者
	永石 貴子	知識経験者(保健師)
	栃原 環	公募による者(介護職)

3 計画策定の経緯

年月日	概 要
令和3(2021)年 1月20日	○第1回 太良町高齢者福祉計画策定委員会 (書面送付) ・高齢者福祉計画について ・太良町における将来人口の見通し ・太良町高齢者福祉計画の骨子案(計画構成)
令和3(2021)年 2月25日 ～ 令和3(2021)年 3月10日	○パブリックコメントの実施
令和3(2021)年 3月26日	○第2回 太良町高齢者福祉計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・「太良町高齢者福祉計画2023」報告

太良町高齢者福祉計画 2023

発行日:令和 3(2021)年 3 月

発行者:太良町 町民福祉課

住 所:〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

T E L:0954-67-0718 F A X:0954-67-2103